
第9期東浦町高齢者福祉計画

(2024年度～2026年度)



東 浦 町 民 憲 章

(昭和54年3月8日制定)

- 思いやりと感謝の気持ちで
すなおな心の人となります
- きそく正しい生活で
健康なからだをつくります
- 家族が力を合わせて
明るい家庭をつくります
- 緑豊かな自然と
やすらぎのある郷土をまもります
- しあわせを願い
みんなで調和のあるまちをつくります

第9期東浦町高齢者福祉計画

目 次

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景	1
II 計画の位置付け	2
III 計画の期間	3

第2章 高齢者の現状と推計

I 高齢者の現状と推移	
1 人口・高齢化率の推移	4
2 人口構造	5
3 介護認定者数及び介護給付費の推移	6
II 将来推計	8

第3章 基本的な考え方

I 基本理念	10
II 基本目標	11
III SDGs（持続可能な開発目標）とのつながり	15
IV 計画の体系	16

第4章 施策の展開

I 基本目標1 地域で暮らし続けるために （地域包括ケアシステムの構築）	18
(1) 高齢者福祉サービスの充実	19
(2) 介護予防・生活支援の推進	19
(3) 認知症施策の推進	20

(4) 医療と介護の連携体制の構築	20
(5) 地域ケア会議の活用	21
(6) 高齢者の権利を守る支援の充実	21
(7) 安心・住みよいまちづくりの推進	22

II 基本目標2 いきいきと活動するために (生きがいづくりと社会参加の促進)	23
(1) ゆうゆうクラブ(老人クラブ)の支援	23
(2) ゆうゆう憩の家(老人憩の家)の運営	23
(3) シルバー人材センターの支援	24
(4) 生きがい活動の推進	24
III 基本目標3 介護が必要になっても安心して暮らせるために (介護保険事業の充実)	25
(1) 介護保険サービスの推進	26

第5章 計画の推進に向けて

I 計画の推進体制	27
II 関係者・関係団体との連携	28
III 住民協働によるまちづくり	28

資料編

I 施策別実施状況	29
II 用語解説	68
III 東浦町高齢者福祉推進協議会運営規則	77
IV 東浦町高齢者福祉推進協議会委員名簿	79

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景

日本における高齢化は世界に類をみないスピードで進んでおり、『令和5年版高齢社会白書』によると、2022年10月1日現在の日本の総人口は、1億2,495万人、そのうち、65歳以上の高齢者人口は3,624万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%となっています。さらに、65歳から74歳人口（前期高齢者人口）が1,687万人、75歳以上の人口（後期高齢者人口）が1,936万人となっており、後期高齢者人口が前期高齢者人口を大きく上回る状況となっています。

今後も高齢者人口は増加し、2043年に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じますが、総人口が減少する中で高齢者人口が増加することにより高齢化率は上昇すると推計されています。

これに伴い、支援を必要とするひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、要支援・要介護認定者、社会保障費等が増加する一方で、介護負担による介護離職、高齢者の孤立や高齢者虐待、少子化による地域社会の担い手の減少等が課題となっています。

こういった状況に対応していくため、国においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、要介護者等への包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを引き続き進めることとしているほか、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を推進しています。

また、国は国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、「SDGs実施指針改定版（2019年12月20日）」を定めており、地方自治体には様々な計画にSDGsの要素を反映することが期待されています。

本町においても、これらの方向性を踏まえながら、高齢者が安心して健康で暮らしていける環境や、高齢者を中心とする支援が必要な方を地域全体で支える体制の構築を進めていく必要があります。

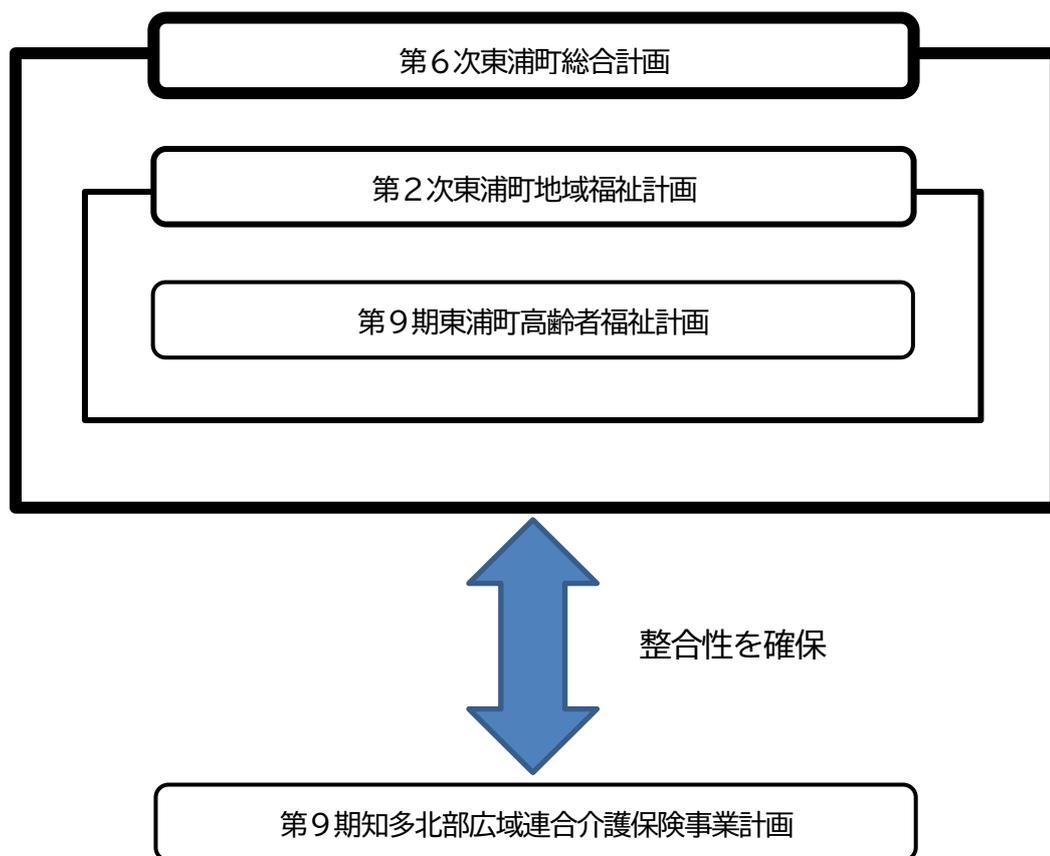
このような背景のもと、これまで以上に充実した高齢者福祉施策の実現を目指し、2024年度から2026年度を期間とする第9期東浦町高齢者福祉計画を策定することとしました。

Ⅱ 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、市町村が定める市町村老人福祉計画として策定するもので、2019年度から2038年度までの20年間の計画期間とする第6次東浦町総合計画を上位計画としています。

また、2021年度に策定した「第2次東浦町地域福祉計画」は東浦町の地域福祉を包括的に定める計画であり、他の分野別計画と連携を図るもので、高齢者福祉計画の上位計画にもなります。

なお、介護保険法第117条の規定に基づき市町村が定める介護保険事業計画は、知多北部3市1町（東海市、大府市、知多市及び本町）で構成する知多北部広域連合において策定され、本計画はこの第9期知多北部広域連合介護保険事業計画との整合性を図っています。



Ⅲ 計画の期間

本計画の計画期間は、介護保険事業計画との整合性を持たせるため、3年を1期として作成し、介護保険事業計画と同様に2024年度から2026年度までの3年間の計画期間とします。

また、本計画がその理念や目標に沿って効果的に実施されているかを継続的に把握するため、毎年度実施状況の点検・評価を行い、計画の推進に反映していきます。

年度(西暦)		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
県	あいち健康福祉ビジョン 2020	←→											
	あいち福祉保健医療ビジョン 2026						←→						
	愛知県高齢者健康福祉計画(第8期)						←→						
	愛知県高齢者福祉保健医療計画(第9期)									←→			
町	東浦町総合計画(第5次)	←→											
	東浦町総合計画(第6次)					←→							
	地域福祉計画(第1次)	←→					→						
	地域福祉計画(第2次)						※1	←→					
	高齢者福祉計画(第6期)	←→											
	高齢者福祉計画(第7期)			←→									
	高齢者福祉計画(第8期)						←→						
	高齢者福祉計画(第9期)									←→			
知多 北部 広域 連合	介護保険事業計画(第6期)	←→											
	介護保険事業計画(第7期)			←→									
	介護保険事業計画(第8期)						←→						
	介護保険事業計画(第9期)									←→			

※1 2021年度は第1次地域福祉計画の方針を引き続き推進しました

第2章 高齢者の現状と推計

I 高齢者の現状と推移

1 人口・高齢化率の推移

2020年度以降の東浦町の人口・高齢化率の推移は表1のとおりです。2023年3月31日現在の総人口は50,233人で、2020年度以降ほぼ横ばいの数字となっています。しかし、総人口に占める高齢者人口の割合については、前年度比1%未満で緩やかに上昇し続けています。

そして、2023年度の本町の65歳以上の高齢者人口は、12,920人で、高齢化率は25.7%となっており、同年度の全国高齢化率29.0%よりは低いものの、愛知県の高齢化率25.6%よりは高い状況となっています。また、高齢者人口・高齢化率ともに、2020年度よりも増加・上昇しており、高齢化は着実に進んでいます。

さらに、2020年度以降では、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回る状況が続いています。

表1 人口・高齢化率の推移

区分 年度	東浦町				知多北部 広域連合	愛知県	全国
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023年度	2023年度	2023年度
総人口	50,154	50,368	50,372	50,233	340,343	7,498千	124,947千
高齢者人口(人) (65歳以上)	12,763 25.4%	12,852 25.5%	12,939 25.7%	12,920 25.7%	82,463 24.2%	1,920千 25.6%	36,236千 29.0%
後期高齢者人口(人) (75歳以上)	6,439 12.8%	6,511 12.9%	6,732 13.4%	7,047 14.0%	45,222 13.3%	1,032千 13.8%	19,364千 15.5%
前期高齢者人口(人) (65～74歳)	6,324 12.6%	6,341 12.6%	6,207 12.3%	5,873 11.7%	37,241 10.9%	888千 11.8%	16,872千 13.5%

出典：住民基本台帳（各年3月末現在）、愛知県データは「愛知県ホームページ」、全国データは「総務省統計局ホームページ」

2 人口構造

2023年3月31日現在の5歳階級別の人口ピラミッドでは、50歳から54歳までと70歳から74歳までの人口が多く、人口の男女比率は全体で男性がわずかに高いですが、年齢が高くなるほど女性の比率が高くなっている状況にあります。（図1）

今後ますます高齢化が進み、介護保険制度含めその他施策についてもそれに対応できるように整備していく必要があります。

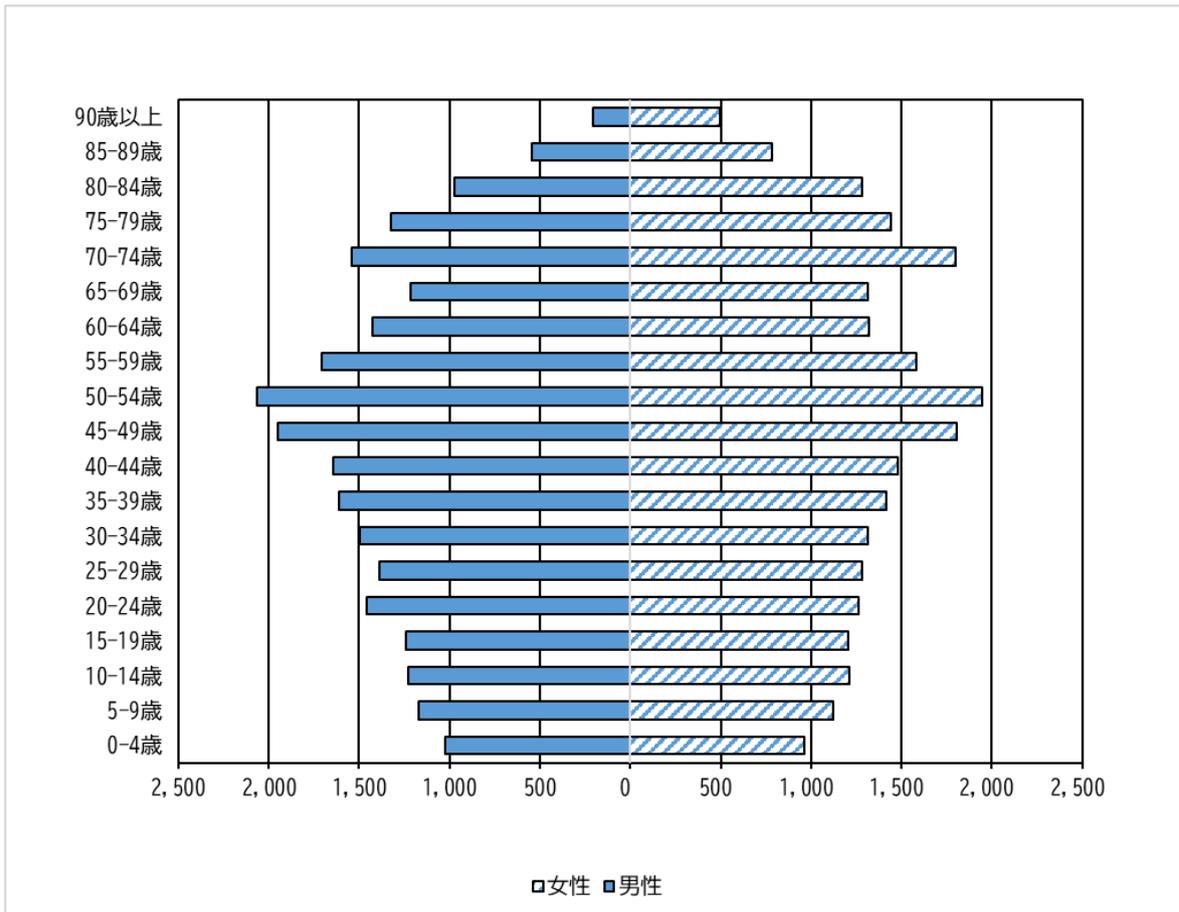


図1 5歳階級別人口ピラミッド

出典：「東浦町住民基本台帳」2023年3月末現在

3 介護認定者数及び介護給付費の推移

介護保険における被保険者別の要支援・要介護の認定状況は、図2のとおりです。要支援・要介護認定者数及び高齢者人口に占める要支援・要介護認定者数の割合（認定率）はほぼ横ばいの数字となっています。

また、過去3年の介護給付費の状況については、要支援・要介護認定者数の増加に伴って緩やかに増加している傾向にあります。（図3）

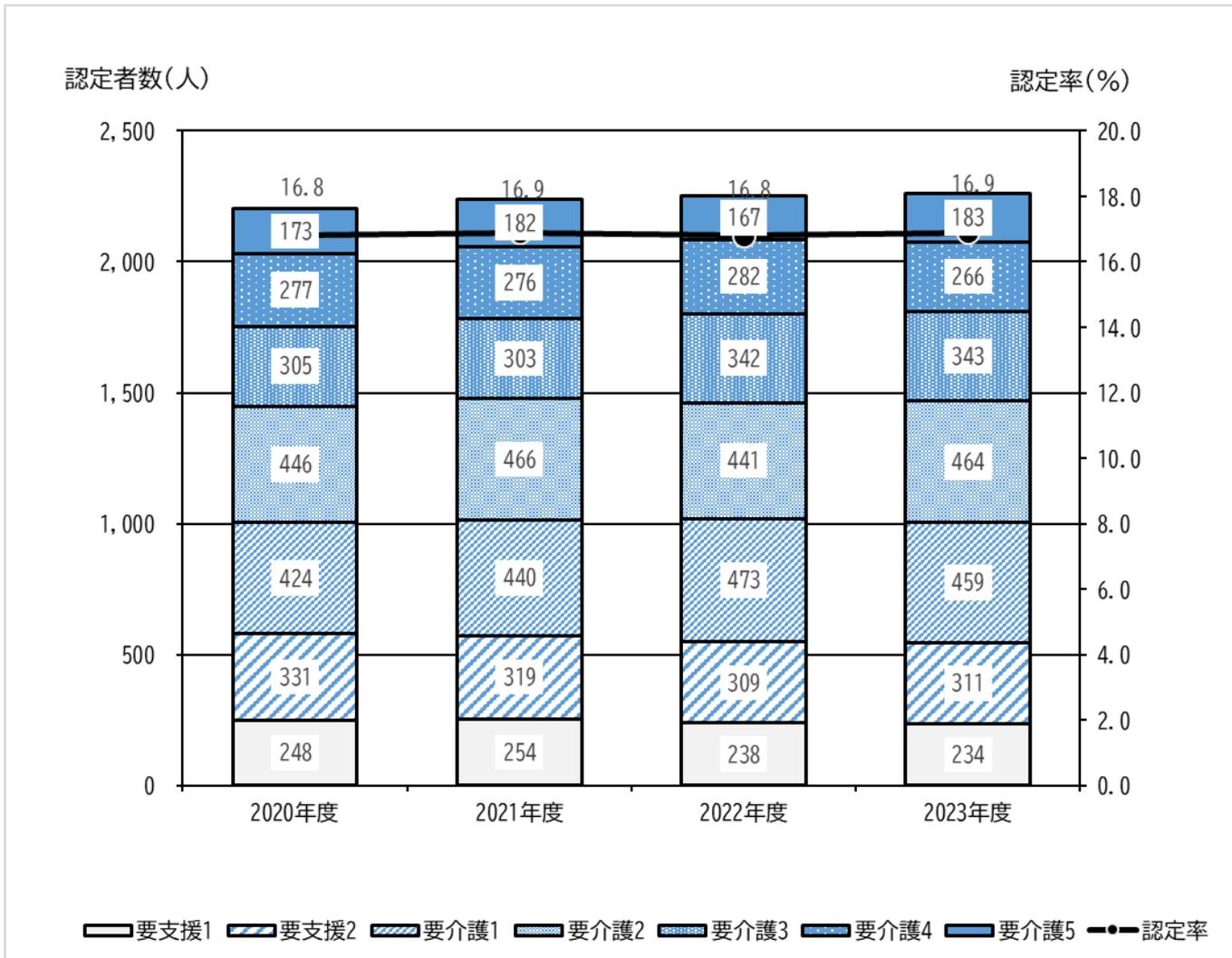


図2 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

出典：「知多北部広域連合」2023年3月末現在

注) 認定率における要支援・要介護認定者数には第2号被保険者の要支援・要介護認定者数は除く

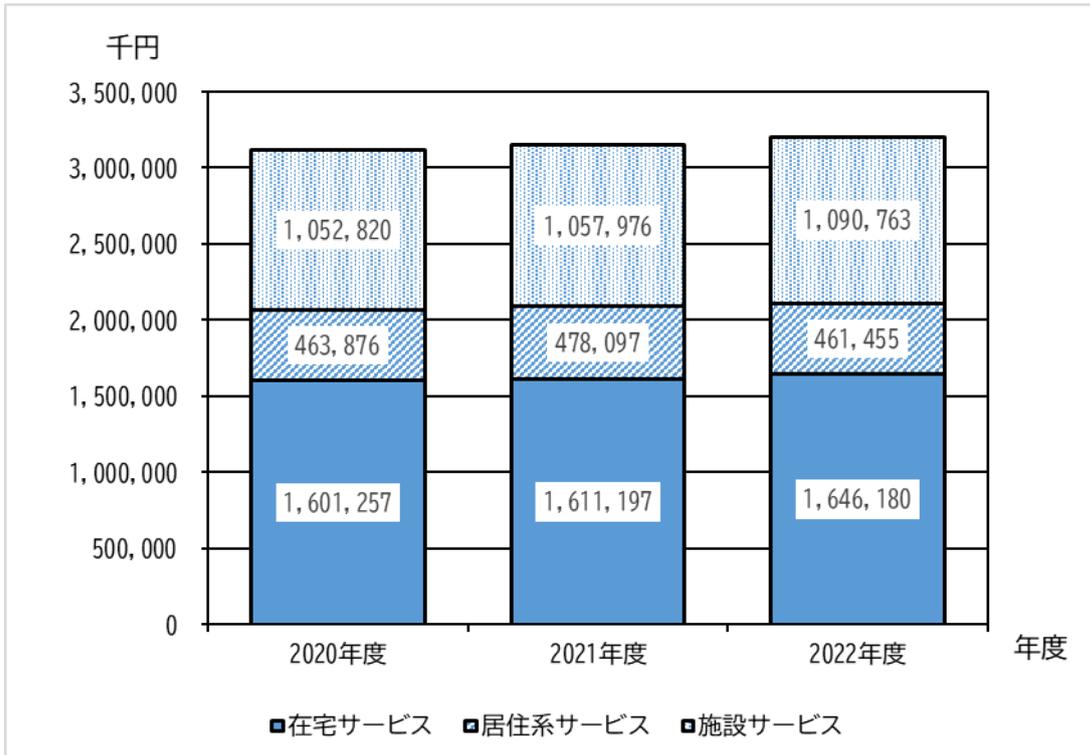


図3 東浦町の介護給付費の推移

出典：「知多北部広域連合」

注) 高額介護サービス費等一部保険給付を除く。

Ⅱ 将来推計

東浦町の年齢別人口の将来推計をまとめたものは図4のとおりです。

総人口とともに年少人口（0～14歳の人口）、生産年齢人口（15～64歳の人口）は減少傾向にあります。高年齢人口は増加する見込みとなっています。これに伴い、高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者数の割合）についても上昇する見込みです。

2020年度には後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回る状況となっていますが、この状況は今後についても同様に推移していく見込みとなっているほか、高齢者のみ世帯数及び高齢者単身世帯についても増加していく見込みとなっています。（図5）

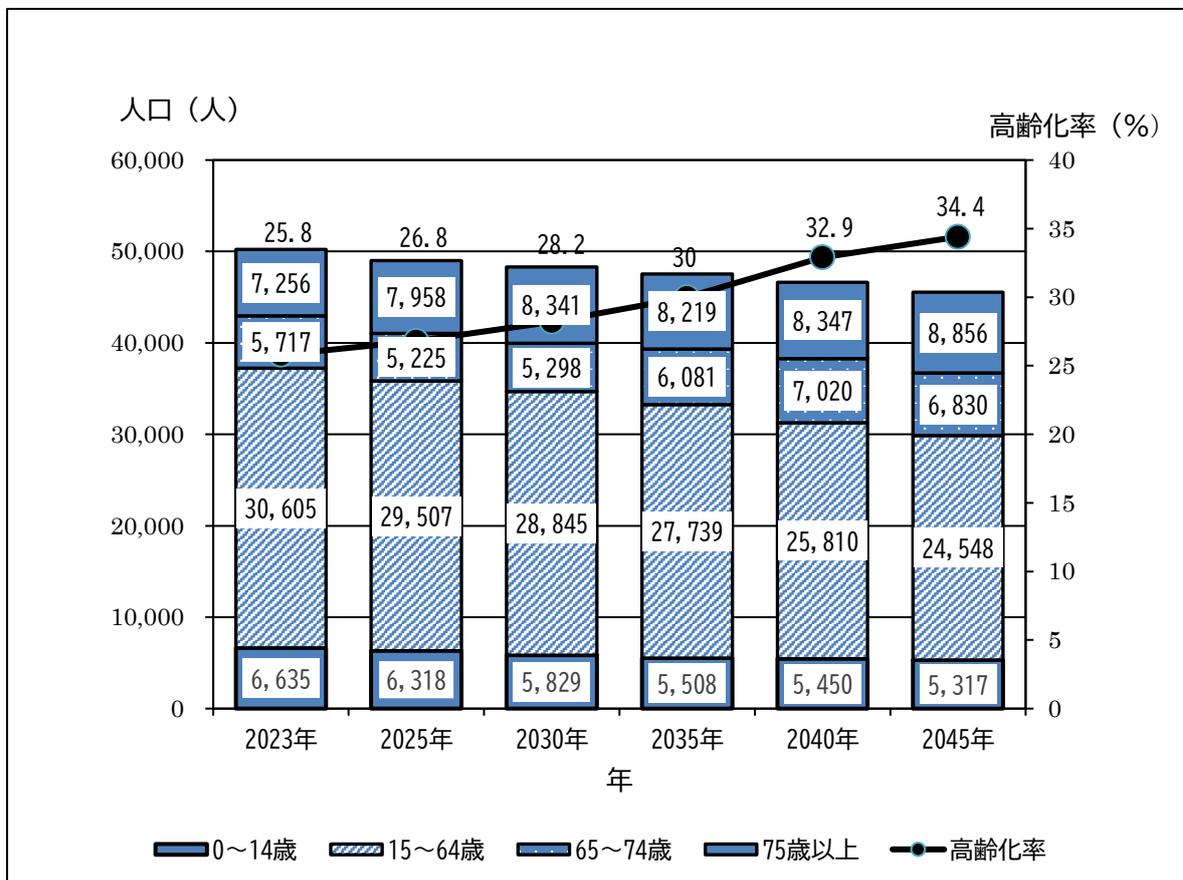


図4 年齢別人口推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(2023年推計)』より

注) 2023年の人口については「東浦町住民基本台帳」より

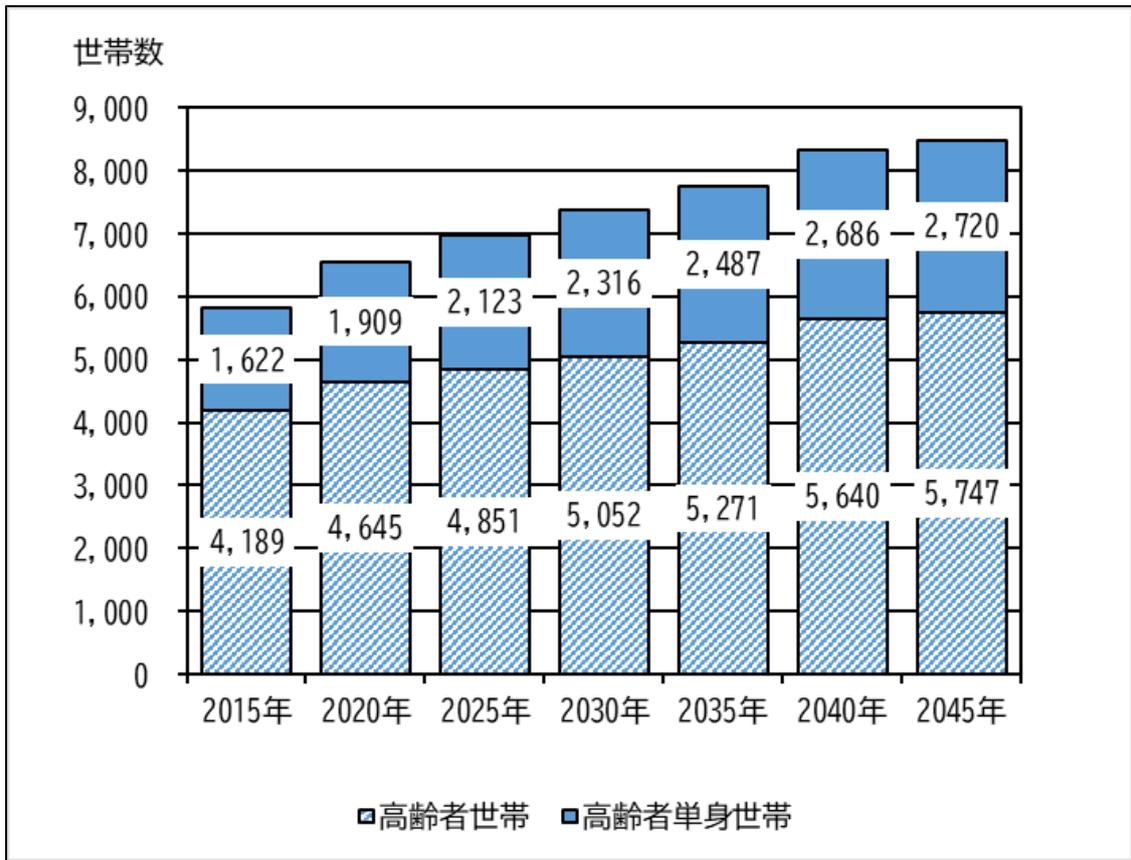


図5 高齢者世帯・高齢者単身世帯の推移

出典：G空間情報センターより

第3章 基本的な考え方

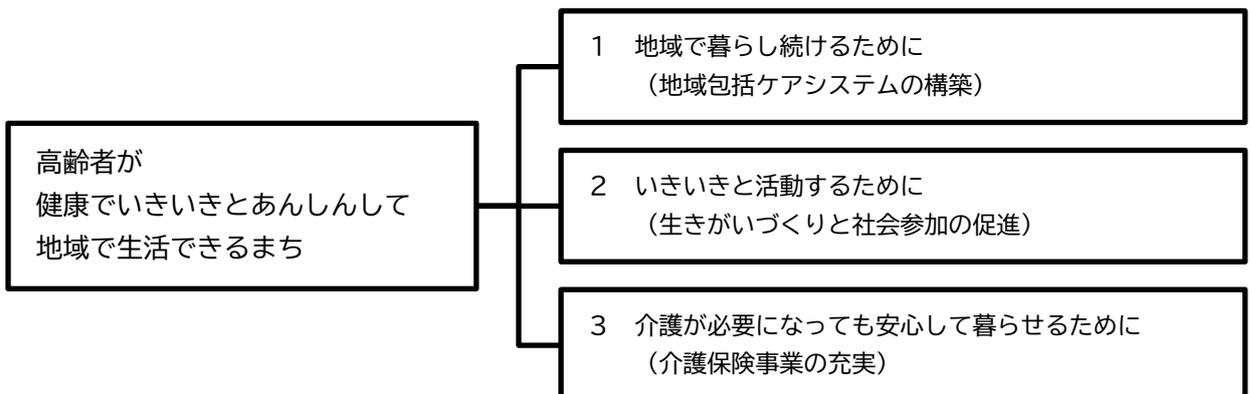
I 基本理念

急速な高齢化が進む中、地域全体で高齢者の生活を支える体制は十分ではありません。介護が必要な方だけではなく、介護をする家族も高齢者である「老老介護」の世帯も増えていることから、単身・高齢者のみの世帯に対する地域の支援の必要性も高まっています。

人は、年を重ね介護が必要な状態になったとしても、自らが住み慣れた地域で生活を送りたいという希望を持っています。たとえ多くの介護の手が必要となっても、できる限り生活の場を変えることなく、地域で暮らし続けることができる環境づくりが求められています。

第8期東浦町高齢者福祉計画においては、高齢者が健康でいきいきと生活していける地域づくりに向けた事業に取り組んできたところですが、本計画においても引き続きこれらの事業を着実に進展させるとともに、高齢者や家族の状況にあったものとなるよう検討を進める必要があります。また、災害時等の緊急時に確実に対応できるよう、地域力の向上を図る必要があります。

このため、本計画では、第8期東浦町高齢者福祉計画の基本理念であった「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を引き続き踏襲し、本町の高齢者福祉事業がさらに充実したものとなるよう努めていきます。



Ⅱ 基本目標

本計画では、第6次東浦町総合計画を踏まえ、国の介護保険計画の基本指針も参考に、次の3項目を基本目標として、高齢者福祉施策を推進します。

1 地域で暮らし続けるために（地域包括ケアシステムの構築）

【現状】

介護保険制度の導入により介護負担が軽減する一方、在宅高齢者の医療ニーズの増大や、在宅で重度の要介護者を抱える家族の負担が依然として重い状態にあり、高齢者の生活を地域全体で支える体制の充実が求められています。このような専門的なケアを必要とする重度の要介護者等に対し、関係機関が連携を図り、地域で適切に支援していくことが必要です。

こうした現状を踏まえ国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

また、複数の課題が存在する家庭や地域から孤立している家庭等、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化していることから、重層的支援体制整備事業を推進し、属性や世代を問わない支援体制を構築しています。

【課題】

「地域包括ケアシステム」は、全国一律のものではなく、地域の実情に応じて、高齢者やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、在宅での自立した生活の支援や介護者家族の支援等の福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉の関係者の連携による地域ケア体制を充実させる必要があります。また、高齢者の虐待防止対策や認知症に関する取り組みの必要性が高まっています。

【目標】

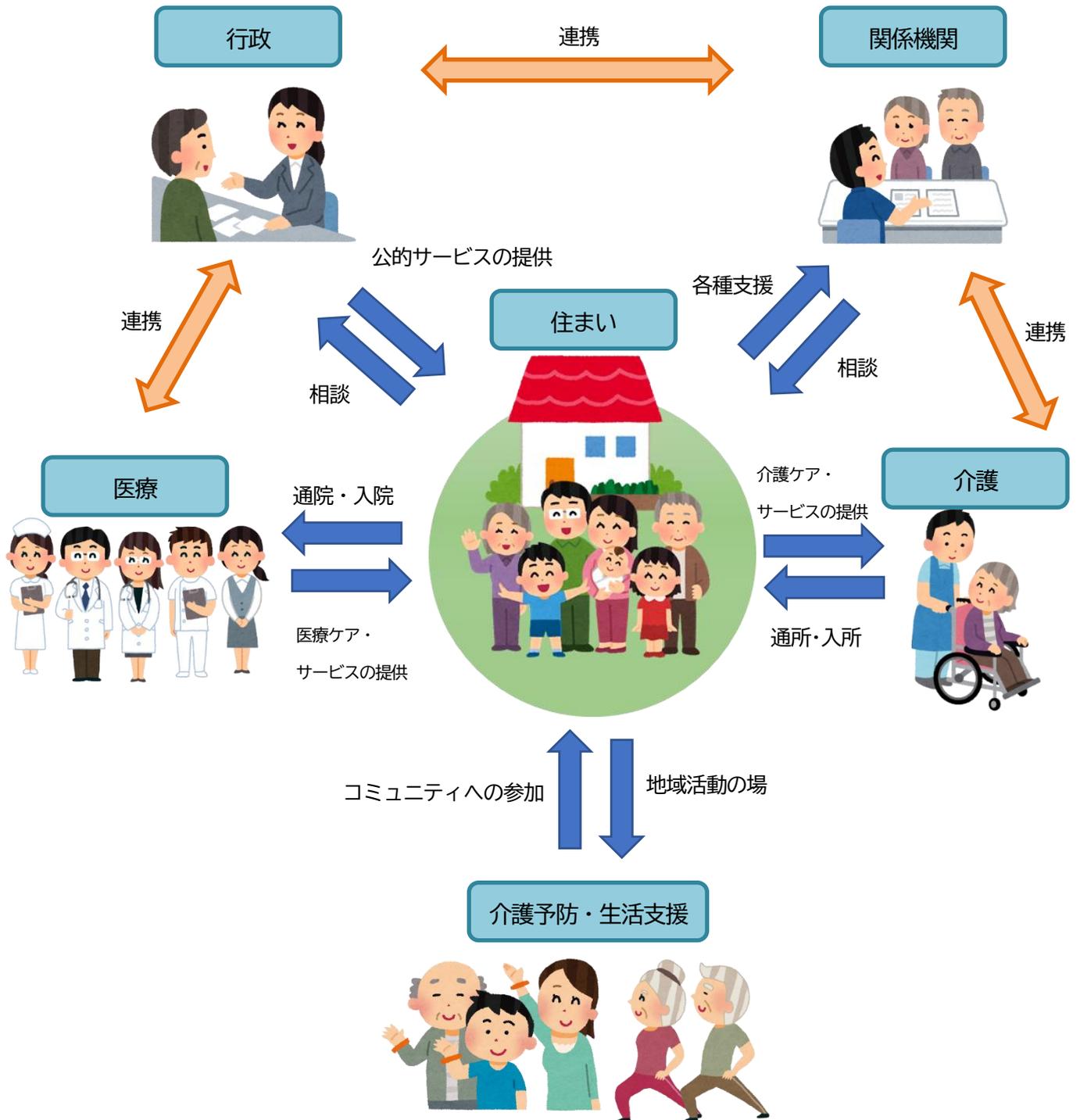
第6次東浦町総合計画に示された地域や住民と行政との協働によるまちづくりの視点をもって事業を推進していきます。

高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていくために、在宅での自立した生活の支援や介護者の家族への支援等の福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉の関係者の連携による地域ケア体制の充実を図ります。

また、高齢者の権利を守るために、虐待防止対策や認知症の人への支援施策に取り組みます。

東浦町地域包括ケアシステム

子どもからお年寄りまで、みんなが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスを切れ目なく提供できる連携体制を構築します。



2 いきいきと活動するために（生きがいづくりと社会参加の促進）

【現状】

高齢者自らが要介護状態とならないよう健康の保持増進に努めるとともに、自立した生活を送れるよう支援していくことが必要です。第8期東浦町高齢者福祉計画においても、ゆうゆうクラブ（老人クラブ）への支援、ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の整備、シルバー人材センターへの支援、集いの場（ふれあいサロン等）への支援を展開してきました。

【課題】

今後高齢化は進展し、団塊の世代すべてが75歳を迎える2025年には、本町の後期高齢化率も大きく伸びることが予想されます。

ゆうゆうクラブ（老人クラブ）においては、高齢化に反して会員数が減少しており、会員数増加の手法が課題となっています。

また、町内に設置しているゆうゆう憩の家（老人憩の家）等については、そのほとんどで老朽化が進んでいます。

【目標】

高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることが出来るように、ゆうゆうクラブ（老人クラブ）の会員数増加を目標に、より効果的な活動のPR方法を検討します。

また、ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の老朽化対策については、東浦町公共施設個別施設計画や東浦町公共施設再配置計画との整合性を図り、計画的に維持修繕等を行っていきます。

3 介護が必要になっても安心して暮らせるために（介護保険事業の充実）

【現状】

介護保険事業は、高齢者が要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要な介護保険サービスと、要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になっても可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援する地域支援事業に大別されます。

本町は、知多北部3市（東海市、大府市及び知多市）との共同により知多北部広域連合を組織し、介護保険サービスの提供を進め、高齢者相談支援センターをはじめとする関係機関との協力のもと、住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、様々な生活上の問題に対し専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進してきました。

【課題】

今後高齢者の増加が予測されるため、現状を把握し知多北部広域連合と連携し、計画的に施設整備を推進する必要があります。

【目標】

知多北部広域連合と連携し、計画的な施設整備を推進していきます。

また、高齢者相談支援センターや関係機関と連携し、様々な生活上の問題に対し、専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進し、状況に適したサービス計画作成等、高齢者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

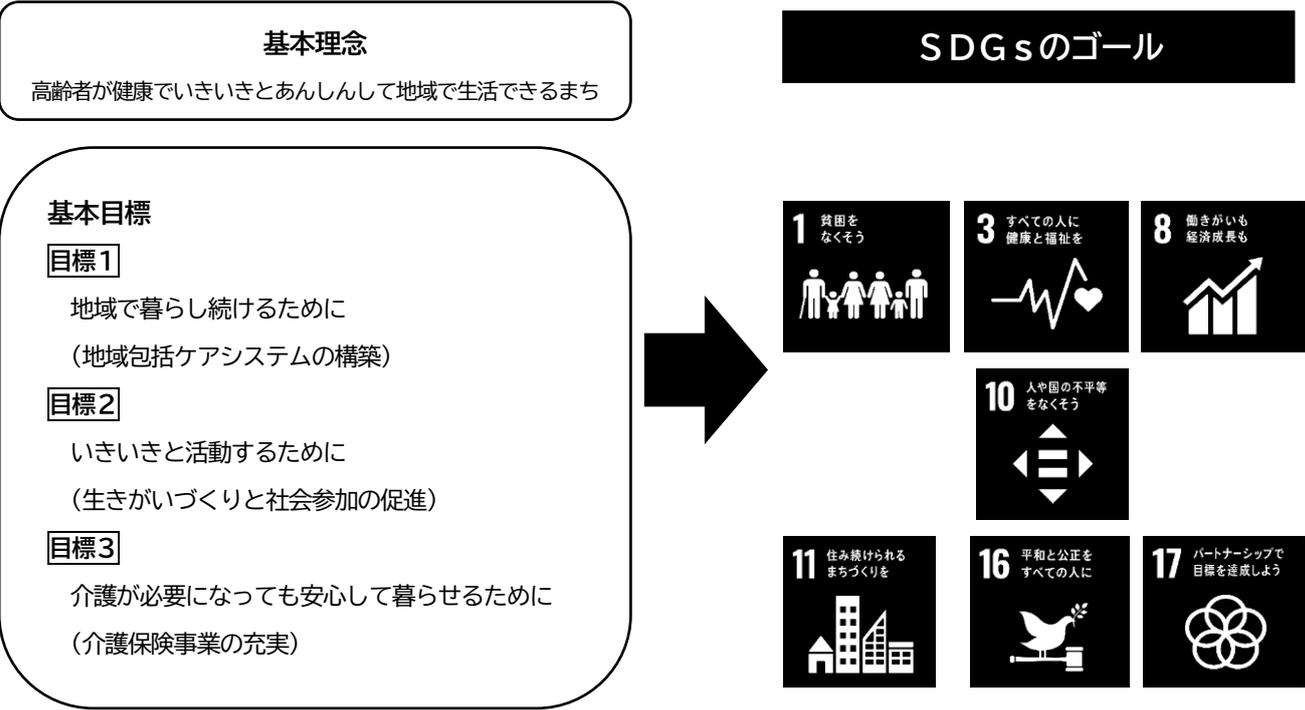
なお、2017年度から始動した地域福祉相談支援事業（コミュニティソーシャルワーカー）と連携を図り、高齢者に限らない、支援を必要とする全世帯への福祉のワンストップ相談窓口機能の構築を目指します。

Ⅲ SDGs（持続可能な開発目標）とのつながり

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、社会・経済・環境の3つの側面から捉えることができる17のゴールから構成されており、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。



SDGsは、グローバルな課題の解決に向けて各国が取り組むものですが、それを達成するには自治体レベルでの取り組みが不可欠です。本計画で定める基本理念や基本目標の達成を目指す施策を推進することは、SDGsが定めるゴールへとつながっていきます。



IV 計画の体系

3つの基本目標に対し、関連する施策分野と具体的施策を設定しました。

基本目標	施策分野
1 地域で暮らし続けるために (地域包括ケアシステムの構築)	1 高齢者福祉サービスの充実    
	2 介護予防・生活支援の推進   
	3 認知症施策の推進    
	4 医療と介護の連携体制の構築    
	5 地域ケア会議の活用    
	6 高齢者の権利を守る支援の充実    
	7 安心・住みよいまちづくりの推進   
2 いきいきと活動するために (生きがいづくりと社会参加の促進)	1 ゆうゆうクラブ（老人クラブ）の支援   
	2 ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の運営  
	3 シルバー人材センターの支援   
	4 生きがい活動の推進  
3 介護が必要になっても安心して暮らせるために (介護保険事業の充実)	1 介護保険サービスの推進     

具体的施策	
1	高齢者のための支援
2	介護者のための支援
1	介護予防・日常生活支援総合事業の推進
2	地域ぐるみの生活支援の促進
1	認知症の人やその家族等への支援の充実
2	相談窓口の充実
3	早期支援に向けた体制の強化
1	I C T技術の活用
2	多職種連携のためのネットワークづくりの推進
3	住民等への啓発
1	地域ケア会議の活用
1	虐待防止
2	日常生活自立支援
3	成年後見制度利用促進
4	保護措置
1	高齢者あんしんカード登録
2	避難行動要支援者登録
3	ひとり暮らし高齢者等見守り
4	ごみ出し支援
5	運転免許自主返納
6	シルバーハウジング生活支援
1	ゆうゆうクラブ（老人クラブ）への支援
1	ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の活用と整備
1	シルバー人材センターへの支援
1	集いの場（ふれあいサロン等）の支援
1	介護保険サービス
2	包括的支援

第4章 施策の展開

I 基本目標1 地域で暮らし続けるために

(地域包括ケアシステムの構築)

●施策の方向性

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（医療介護総合確保推進法第2条）とされています。国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途にシステム構築を目指して、介護保険法の改正を行いました。

本町においても、高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、在宅での自立した生活の支援や介護者家族への支援等福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉の関係者の連携による地域ケア体制の充実を図ることが必要です。

要介護・要支援状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

また、これらの取り組みを進めるにあたっては、第6次東浦町総合計画に示された地域や住民と行政との協働によるまちづくりの視点をもって事業を推進し、さらに、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を推進します。

なお、虐待防止対策や認知症施策への取り組みの必要性も高まっていることから、以下の7分野を柱として計画を進めます。

●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
<p>(1)高齢者福祉サービスの充実</p>    	<p>【実施内容】 在宅生活を行うひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び在宅で介護を必要とする方への各種サービスを実施しています。</p> <p>【目標】 ひとり暮らしや在宅で援助を必要とする高齢者等に対し、見守りや家族による介護を支援する体制及び介護保険事業を補完するサービスの充実に努めます。</p> <p>また、地域全体で高齢者を支えるネットワークを強化し、地域ケア体制を充実します。</p>	<p>①高齢者のための支援 (P29～) ②介護者のための支援 (P33～)</p>
<p>(2)介護予防・生活支援の推進</p>   	<p>【実施内容】 地域の実情に合わせた介護予防事業を実施し、高齢者へ介護予防の意識醸成に努めています。</p> <p>生活支援コーディネーターが地域と課題を共有しながら住民主体による活動を創出する等、地域の多様な主体と連携して支え合いの仕組みづくりを行っています。</p> <p>【目標】 高齢者が自ら介護予防に取り組み、生活機能を維持できるように介護予防の重要性と方法について周知啓発を行います。</p> <p>また、生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援サービス等を担う多様な主体と連携しながら、地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。さらに、就労的活動の場と事業者や高齢者等をマッチングすることで、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進し、介護予防につなげます。</p>	<p>①介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (P35～) ②地域ぐるみの生活支援の促進 (P40～)</p>

施策分野	施策内容	具体的施策
<p>(3) 認知症施策の推進</p>    	<p>【実施内容】 認知症に対する正しい知識と理解を普及するため、認知症サポーター養成講座等で啓発を実施しています。</p> <p>また、行方不明となる可能性がある方の事前登録や、行方不明高齢者等検索模擬訓練及びメールシステムを活用した行方不明者の検索をしています。</p> <p>認知症初期集中支援チームが早期対応・早期診断に向けた支援を行っています。</p> <p>【目標】 「認知症にやさしいまちづくり推進条例」に基づき、認知症の人やその家族等が可能な限り住み慣れた地域で、社会の一員として日常生活を営むことができるよう、支援を充実します。</p> <p>また、認知症サポーターについては、2028年度までにサポーター数19,099人を目指します。</p>	<p>①認知症の人やその家族等への支援の充実（P41～）</p> <p>②相談窓口の充実（P44～）</p> <p>③早期支援に向けた体制の強化（P45～）</p>
<p>(4) 医療と介護の連携体制の構築</p>    	<p>【実施内容】 情報共有システムを導入し、医療と介護の関係者間の情報共有・連携を図っています。</p> <p>また、多職種研修会を実施し、関係者間の連携を強化しています。住民向けにパンフレットを作成し、在宅医療や介護サービスについて周知しています。</p> <p>【目標】 医療と介護を必要とする高齢者が、自宅等の住み慣れた生活の場で、自分らしい暮らしを維持できるように、関係機関が連携し、医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するとともに、本人の自己決定を支えることができるよう支援していきます。</p>	<p>①ICT技術の活用（P46～）</p> <p>②多職種連携のためのネットワークづくりの推進（P46～）</p> <p>③住民等への啓発（P47～）</p>

施策分野	施策内容	具体的施策
<p>(5) 地域ケア会議の活用</p> 	<p>【実施内容】 個別ケースを検討する会議と地域包括ケアシステム構築のための会議から、地域課題を把握し、解決方法を検討しています。</p> <p>【目標】 個別ケースを検討する会議を通じて共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけ、さらなる個別支援の充実につなげていきます。</p>	<p>① 地域ケア会議の活用（P47～）</p>
<p>(6) 高齢者の権利を守る支援の充実</p> 	<p>【実施内容】 介護保険事業所職員等関係者向けに、高齢者虐待対応や虐待防止の研修を実施しています。</p> <p>また、養護を受けることができない高齢者等に対して介護施設への保護措置等を行い、高齢者等の安全確保に努めています。</p> <p>【目標】 高齢者虐待の発生予防、早期発見、養護者に対する支援を行うため、関係機関等との連携や協力体制の強化に努めるとともに、虐待を受けた高齢者に対する介護施設への保護措置等、迅速に対応できる仕組みの整備に努めます。</p> <p>また、虐待に関する実態把握のため、医療・介護関係者に対してアンケートを実施して、課題を抽出し、今後の啓発や発生予防の分析を行います。</p>	<p>①虐待防止（P48～） ②日常生活自立支援（P49～） ③成年後見制度利用促進（P49～） ④保護措置（P50～）</p>

施策分野	施策内容	具体的施策
<p>(7) 安心・ 住みよいまち づくりの推進</p>  <p>1 災困をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>【実施内容】 ひとり暮らし高齢者等をあらかじめ台帳として登録しておくことにより、緊急時の迅速な対応が可能となる体制を整備しています。 また、ごみ出し支援や地域見守り推進事業により、定期的な支援を行っています。</p> <p>【目標】 ひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる状態の高齢者の見守り等を行うことで、安否の確認・孤立感の解消を図ります。 避難行動要支援者台帳において、自主防災会、民生委員等との協力を図り、台帳の有効的な活用について検討します。 自ら移動することが困難な高齢者や障がい者等に対して一人ひとりの状況に応じた個別避難計画を作成し、安全の確保を図ります。</p>	<p>①高齢者あんしんカード登録（P51～） ②避難行動要支援者登録（P51～） ③ひとり暮らし高齢者等見守り（P52～） ④ごみ出し支援（P52～） ⑤運転免許自主返納（P53～） ⑥シルバーハウジング生活支援（P54～）</p>

Ⅱ 基本目標2 いきいきと活動するために

(生きがいづくりと社会参加の促進)

●施策の方向性

75歳以上高齢者は、団塊の世代が75歳以上となる2025年まで増加が予測されるなかで、自らが要介護状態とならないよう、健康の保持増進に努めるとともに、自立した生活を送れるよう支援していくことが必要です。

高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを推進することが必要であることから、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることが出来るように、ゆうゆうクラブ（老人クラブ）やシルバー人材センターの活動を支援します。

また、集いの場（ふれあいサロン等）等の高齢者の交流活動を支援し、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを図ります。

●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(1) ゆうゆうクラブ(老人クラブ)の支援   	【実施内容】 ゆうゆうクラブ（老人クラブ）の活動を通じて、地域における仲間づくり、健康・生きがい活動を支援しています。 【目標】 地域の方との交流や地域の担い手となる活動を支援します。 ゆうゆうクラブ（老人クラブ）に興味を持っていただけるよう、ホームページや会報紙にて活動内容の見える化をし、会員の増加に努めます。	① ゆうゆうクラブ（老人クラブ）への支援（P55～）
(2) ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の運営  	【実施内容】 町内ゆうゆう憩の家（老人憩の家）及び東ヶ丘交流館の維持修繕・改修工事・備品購入等の整備を実施しています。 【目標】 高齢者が使いやすい施設の整備と、老朽化に対応した計画的な改修を進めます。 高齢者の健康増進やレクリエーションの場、交流の場の拠点として老人憩の家一般開放事業を進め、高齢者が誰でも気軽に利用できる施設運営に努めます。	① ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の活用と整備（P56～）

施策分野	施策内容	具体的施策
<p>(3) シルバー人材センターの支援</p>   	<p>【実施内容】 就業を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する60歳以上の高齢者の就業機会を提供し、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりを進めています。</p> <p>【目標】 働く意欲のある高齢者や団塊の世代の社会参加を促し、地域の活性化を図るため、シルバー人材センターが行う会員募集や新たな就業先の開拓のための活動の支援を進めます。</p>	<p>① シルバー人材センターへの支援（P59～）</p>
<p>(4) 生きがい活動の推進</p>  	<p>【実施内容】 集いの場(ふれあいサロン等)では、住民が気軽に集い、交流できる場所を提供することにより、高齢者等の閉じこもりの防止や健康維持を図ります。</p> <p>【目標】 元気な高齢者が地域活動の担い手となり、地域を支える仕組みの支援に努めます。 生きがいを持ち、いつまでも健康に生活していくことができるよう、高齢者同士のふれあいの場の確保等、事業の充実を努めます。 集いの場(ふれあいサロン等)では、運営協力者の確保とともに、既存施設を利用したより多くの活動の場所の提供を推進します。</p>	<p>① 集いの場(ふれあいサロン等)の支援(P60～)</p>

Ⅲ 基本目標3 介護が必要になっても安心して暮らせるために

(介護保険事業の充実)

●施策の方向性

高齢者が要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を営める環境を整備するためには、介護保険サービスの充実が必要であり、本町では、知多北部3市（東海市、大府市及び知多市）との共同により、知多北部広域連合を組織し、スケールメリットを活かした介護保険サービスの提供を進めるとともに、介護保険制度の円滑な運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広域連合と連携して業務を実施しています。

また、第9期知多北部広域連合介護保険事業計画に基づき、計画的な施設整備を推進していきます。

なお、高齢者相談支援センターでは、介護保険の認定は受けているが、サービスを利用していない者の把握及び民生委員等との連携による、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、問題を抱える高齢者の把握・支援をしています。要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進することにより、高齢者が安心して生活することができる環境づくりに努めます。

●具体的施策

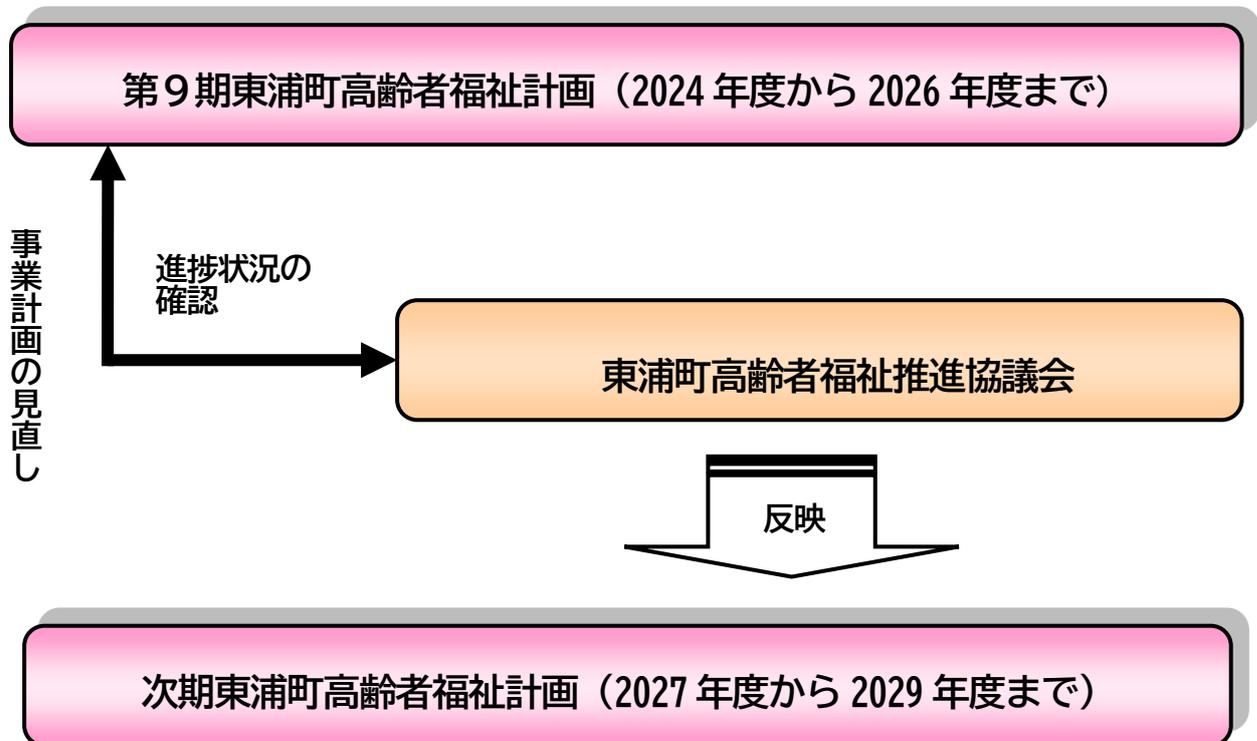
施策分野	施策内容	具体的施策
<p>(1) 介護保険サービスの推進</p> 	<p>【実施内容】 介護保険サービス事業では、介護保険制度の円滑な運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広域連合と連携して業務を実施しているほか、包括的支援事業では、高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサービスにつないでいます。 また、虐待の防止・早期発見等、高齢者が「自分らしく尊厳ある生活」を送られるよう取り組んでいます。 なお、高齢者の心身の状態が変化しても、適切なサービスを継続利用できるように、地域の医療機関等と連携しています。</p> <p>【目標】 包括的支援事業は、高齢者相談支援センターが総合相談、権利擁護事業等を実施し、要支援、要介護状態となることを予防し、要介護状態になった場合においても、地域において自立した生活を営むことができるよう支援します。 地域福祉相談支援事業(コミュニティソーシャルワーカー)と連携し、複合課題を抱える世帯全員への支援体制の構築と重層的支援体制整備事業における包括的相談支援を行います。</p>	<p>① 介護保険サービス (P61～) ②包括的支援 (P64～)</p>

第5章 計画の推進に向けて

I 計画の推進体制

本計画が基本理念や基本目標に沿って計画的かつ効率的に実施されているかについて、東浦町高齢者福祉推進協議会において毎年進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

また、健康福祉部ふくし課を中心に、関係部局、社会福祉協議会、高齢者相談支援センター等の関係機関と連携し、柔軟な事業の推進をしていきます。



Ⅱ 関係者・関係団体との連携

本計画は、基本理念である「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を目指すものであり、そのために必要な高齢者福祉事業、介護予防事業、介護保険事業等の幅広い分野にまたがった施策を包含したものとなっています。

この基本理念を達成するため、行政が主体となって、社会福祉協議会や高齢者相談支援センター等の関係機関をはじめ、医療機関、介護保険サービス事業者、近隣市町と連携していく他、各事業についての普及啓発に努めます。

さらには、地域全体で高齢者を支えていく仕組みの構築のために、地域住民やボランティア、NPO等との協働による活動を進めます。

Ⅲ 住民協働によるまちづくり

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと健康で暮らしていくためには、行政をはじめとする福祉や医療等の関係機関が連携するとともに、これら関係機関と住民との協働は欠かせません。

各地域で行われている集いの場（ふれあいサロン等）や高齢者の見守り活動等に積極的に地域住民が参加し、高齢者を支える仕組みを構築するとともに、元気な高齢者自らがボランティア等の地域活動に参加できる環境づくりを進めることにより、地域全体で高齢者を支える、住民協働によるまちづくりを推進していきます。

資料編 I 施策別実施状況

1 地域で暮らし続けるために（地域包括ケアシステムの構築）

（1）高齢者福祉サービスの充実

① 高齢者のための支援

ア 配食サービス事業

●目的

見守りが必要な在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、食事を自宅等へ配達することにより、健康的な食生活の確保及び安否の確認を図り、ひとり暮らし高齢者等が安心できる生活を確保します。

●対象者

65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上のみの世帯のうち、次のいずれにも該当される方

- ・老衰、身体等の障がいまたは疾病のため、自分で買い物や調理することが困難な方
- ・家族による食事の提供が困難な方

●実施状況

2022年度末時点で3社の配食業者と委託契約を締結し、利用者のニーズに合った食事の提供・安否確認等ができる体制となっています。また、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所の協力のもと、1年に1回利用者のアセスメントを行っています。

区分	2020年度	2021年度	2022年度
実利用者数（人）	48	63	68
延べ配食数（食）	8,509	10,039	10,806

●施策の展開

引き続き、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所を通じて本サービスの周知に努めていきます。

イ 緊急連絡通報システム設置事業

●目的

ひとり暮らし高齢者等に対し緊急連絡通報システムを貸与することにより、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、緊急時の通報体制の確保を図ります。

●対象者

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 要介護1以上の方がいる65歳以上の高齢者世帯

●実施状況

利用者宅の固定電話回線を利用したシステムを設定することで、緊急時の通報体制を整備しています。

【NTT回線利用者】

区分	2020年度	2021年度	2022年度
実設置者数(人)	212	184	172

【NTT回線以外利用者】

区分	2020年度	2021年度	2022年度
実設置者数(人)	11	14	9

●施策の展開

引き続き、地域の民生委員、高齢者相談支援センター及び居宅介護支援事業所等を通じて本サービスの周知を進めていきます。

ウ 住宅改修費助成事業

●目的

介護保険に基づく住宅改修費の支給のみでは賅えない住宅改修費を補助し、在宅生活の継続を支援するとともに経済的負担を軽減します。

●対象者

要介護認定において要支援1以上の方

※ただし、知多北部広域連合から介護保険居宅介護（予防）住宅改修費の支給を受けた方に限ります

●実施状況

高齢者相談支援センター及び居宅介護支援事業所、住宅改修事業者により制度の周知が図られており、毎年一定の利用件数があります。

区分	2020年度	2021年度	2022年度
年間実利用者数(人)	26	39	43
年間給付金額(千円)	2,789	5,807	5,368
再掲：非課税(世帯数)	1	10	7
再掲：課税(世帯数)	25	29	36

●施策の展開

引き続き、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所を通じて、本サービスの周知を進めていきます。また、必要に応じて理学療法士からのアドバイスを参考に、要介護者の希望を反映した改修の実施を指導します。

エ 家具転倒防止器具取付け事業

●目的

ひとり暮らし高齢者等の自宅の家具を固定することにより、災害時における家具の転倒事故の防止を図ります。

●対象者

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 65 歳以上のみの高齢者世帯

●実施状況

東浦町シルバー人材センターに業務委託する形で実施しており、1 世帯あたり固定器具 4 個分の設置費用を町が負担しています。

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年間実利用者数 (人)	2	3	0

●施策の展開

おすそわけ隊（生活支援サポーター）の活動内容との整合性を図り、今後のサービス内容について検討します。

オ 寝具のクリーニング事業

●目的

在宅の寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、寝具をクリーニングすることにより、高齢者等が清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

●対象者

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 要介護認定において要介護 4・5 の方

●実施状況

1 回の利用につき、掛布団、敷布団、毛布、敷パッドのうち 3 枚までのクリーニングが可能となっています。

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
延べ利用者数(人)	343	308	311
実 人 数 (人)	93	80	86
再掲：ひとり暮らし高齢者 (人)	67	57	67
再掲：要介護 4 以上の者 (人)	26	23	19

●施策の展開

引き続き、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所を通じて本サービスの周知に努めていきます。

カ 訪問理髪サービス援助事業

●目的

町内理容生活衛生同業組合東浦部加盟店の行う、外出が困難な要介護者への訪問理髪サービスに対し、出張料を補助することにより、要介護高齢者等の保健衛生及び介護者の経済的負担の軽減を図ります。

●対象者

要介護認定において要介護度が3以上の方で、要介護認定における主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB1、B2、C1、C2のいずれかに該当する方

●実施状況

2022年度末時点で町内の12の理容店と契約を締結しており、利用者1人あたり年度内6回までの訪問理髪に係る出張料を補助しています。

区分	2020年度	2021年度	2022年度
実利用者数（人）	1	2	2
延べ利用回数（回）	2	2	3

●施策の展開

外出しての理髪ができない要介護者に対する利用要望等を調査し、事業の在り方について検討を進めます。

キ リフト付きタクシー料金の助成

●目的

公共交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対して助成券を交付し、タクシー利用料金の一部を助成することで、世帯の経済的負担の軽減を図り、外出の支援をします。

●対象者

要介護認定において要介護3～5の方

※ただし、施設入所している方や、自動車税の減免を受けている方は、対象外となる場合があります

●実施状況

2022年度末時点で町内外36社のタクシー業者と契約を締結しており、契約業者で利用可能なタクシー券を年度内24枚配布しています。

区 分	2020年度	2021年度	2022年度
実利用者数（人）	110	120	104
延べ利用枚数（枚）	860	995	902

●施策の展開

引き続き、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所を通じて本サービスの周知に努めていきます。また、利用者の利便性を考慮し、委託契約先のタクシー会社数について検討していきます。

② 介護者のための支援

ア 要介護者介護手当支給事業

●目的

介護者に対し要介護者介護手当を支給することにより、介護者の慰労と介護負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続を支援します。

●対象者

要介護認定において要介護4・5の方を介護している方（要介護者、介護者とも町内に住所を有する方）

※ただし、施設入所等している場合は対象外となる場合があります

●実施状況

対象者に対し、月額6,000円の手当を支給しています。

区 分	2020年度	2021年度	2022年度
年間実受給者数（人）	248	241	256
年間延べ受給月数（月）	1,934	1,906	1,604

●施策の展開

引き続き、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所を通じて本サービスについて周知を図っていきます。

イ 家庭介護用品支給事業

●目的

家庭での介護に必要な介護用品を購入できる引換券を支給することにより、介護者の経済的負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続を支援します。

●対象者

要介護認定において要介護4・5の方を介護している方（要介護者、介護者とも町内に住所を有する非課税世帯の方）

※ただし、施設入所等している場合は対象外となる場合があります

●実施状況

2022年度末時点で町内6店で利用できる引換券を支給しています。紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、清拭布、ドライシャンプーの6品目の購入時に利用が可能となっています。

区 分	2020年度	2021年度	2022年度
年間実受給者数（人）	53	55	52
年間延べ利用枚数（枚）	896	847	779

●施策の展開

引き続き、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所を通じて本サービスの周知を図っていきます。また、利用者の利便性を考慮し、利用できる店舗数について検討していきます。

ウ 老人短期入所事業

●目的

家族の入院、旅行等の何らかの事情により、終日にわたり支援を受けることができない高齢者を一時的に養護老人ホームで養護することで、本人の生活の安全とその家族の負担軽減を図ります。

●対象者

65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護認定を受けていない者

●実施状況

町内の施設と契約し、養護が必要な高齢者やその家族を支援する体制を整備しています。

区 分	2020年度	2021年度	2022年度
年間実利用者数（人）	0	0	0
年間延べ利用日数（日）	0	0	0

●施策の展開

引き続き、高齢者相談支援センターを通じて本サービスの周知を図っていきます。

(2) 介護予防・生活支援の推進

① 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

ア 介護予防・生活支援サービス事業

●目的

事業対象者と要支援1・2の方が多様な主体による介護予防・生活支援サービスを利用することにより、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるように、自立支援を促します。

●施策の展開

住民主体型デイサービスの担い手やボランティア等の育成、地域の実情に合わせたサービスの構築に努めます。また、ケアプランを多職種で検討する自立支援型地域ケア会議（ふくし向上ケアカンファレンス）により自立支援に努めます。

●対象者

	2020年度	2021年度	2022年度
高齢者人口（人）	12,852	12,939	12,920
要支援認定者数…A（人）	573	545	545
事業対象者数…B（人）	90	101	112
A+B（人）	663	646	657

●実施状況

(ア) 現行相当・緩和基準のサービス（相当サービス・サービスA）

介護予防・生活支援サービス事業	2020年度	2021年度	2022年度
訪問型サービス（人）	1,031	981	862
介護予防訪問相当サービス	1,008	963	859
訪問型サービスA	23	18	3
通所型サービス（人）	1,836	1,755	1,771
介護予防通所介護相当サービス	1,723	1,640	1,645
通所型サービスA	113	115	126
合計	2,867	2,736	2,633

※訪問型サービスC、通所型サービスB、通所型サービスCは除く

(イ) 住民主体型デイサービス（通所型サービスB）

年度	箇所数	実施回数	利用対象者数 （人）	利用対象者内訳		
				事業対象者	要支援1	要支援2
2020	5	128	528 (46)	418 (32)	58 (8)	52 (6)
2021	5	186	865 (46)	616 (32)	91 (7)	158 (7)
2022	4	208	946 (37)	557 (21)	174 (8)	215 (8)

※いずれも、（ ）内の人数は実人数

(ウ) 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)

・元気はつらつ ぴんぴんコース

サービスプログラム	年度	実施回数	実人数(人)	延べ人数(人)	平均年齢(歳)
運動器の機能向上	2020	57	5(3)	57(35)	80.2
	2021	52	5(2)	52(22)	78.4
	2022	83	6(2)	83(37)	79.3
栄養改善	2020	0	0(0)	0(0)	—
	2021	0	0(0)	0(0)	—
	2022	0	0(0)	0(0)	—
口腔機能向上	2020	0	0(0)	0(0)	—
	2021	0	0(0)	0(0)	—
	2022	0	0(0)	0(0)	—

※ () 内の数字は要支援者人数

(エ) 通所型サービスC (短期集中予防サービス)

・元気はつらつプラン もりもりコース

年度	期間	実施回数	実人数(人)	延べ人数(人)	平均年齢(歳)
2020	4/15～3/31	155	8(6)	232(138)	90.0
2021	4/5～2/7	128	7(6)	188(184)	78.4
2022	4/7～12/1	64	3(1)	64(25)	74.3

※ () 内の数字は要支援者人数

イ 一般介護予防事業

●目的

高齢者の生活機能の維持・向上に向けて、健康教育や健康相談等を通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防活動の育成・支援を行います。

●施策の展開

高齢者の生活機能維持のため、運動及び認知機能の向上を目的とした教室やイベント等を企画・運営し、参加者の増加を図ります。

また、広く介護予防の意義や重要性を健康相談や健康教育、広報紙等で啓発し、介護予防(生活機能の維持・向上)の周知を進めます。

●実施状況

(ア) 介護予防把握事業

・フレイルスクリーニング事業（フレイルチェック事業）

加齢に伴う心身機能の低下である「フレイル」の進行を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的に、簡易スクリーニングとして「フレイルチェック」を実施します。

●対象者

各年4月1日現在75歳以上であり、要介護・要支援認定を受けていない方

●実施状況

2017年3月に国立長寿医療研究センターと連携協力協定を締結し、フレイルチェック事業を実施していましたが、2022年3月に、地域包括ケアの推進とともに介護予防施策や認知症予防施策を含む新たな連携協力協定を締結しました。

2020年度から長寿健診（75歳以上を対象に実施する健康診査）において、フレイル状態であるかを確認する質問項目が採用されたことから、長寿健診の結果等から電話や訪問による介入を実施します。

(イ) 介護予防普及啓発事業

・ゆっくりゆったりウォーキング・健康体操教室

年度	期 間	実施回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	平均年齢 (歳)
2022	6/3～7/29	8	14	102	70.4

※ゆっくりウォーキング教室とゆったり体操教室の複合型として2022年度から実施

・介護予防健康教育

年度	地区別健康相談		ゆうゆうクラブ(老人クラブ)		介護予防教室等	
	実施回数 (回)	延べ人数 (人)	実施回数 (回)	延べ人数 (人)	実施回数 (回)	延べ人数 (人)
2020			0	0	4	50
2021			0	0	0	0
2022	21	387	0	0	4	51

※地区別健康相談は2022年10月から実施

※2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

※2021年度は、新型コロナウイルスワクチン集団接種運営の影響により中止

・元気アップ教室（あいち健康プラザ教室利用）

年度	期 間	実施回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	平均年齢 (歳)
2020	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
2021	6/2～8/12	9	10	90	77.2
	10/1～12/3	9	5	44	73.2
2022	6/16～8/4	9	9	65	75.7
	10/14～12/2	9	6	52	72.3

※2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

・筋力トレーニング教室（あいち健康プラザ教室利用）

年度	回 数	実人数 (人)	延べ人数 (人)	平均年齢 (歳)
2020	-	-	-	-
2021	週1回9回1コース	9	81	70.9
2022	週1回9回1コース	10	87	70.8

※2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

・脳トレ教室

年度	期 間	実施回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	平均年齢 (歳)
2020	-	-	-	-	-
2021	-	-	-	-	-
2022	7/21～12/22	20	10	181	72.6

※2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

※2021年度は、新型コロナウイルスワクチン集団接種運営の影響により中止

・地区別健康相談

年度	実施回数 (回)	延べ人数 (人)	年 齢 別 (人)		
			40～64歳	65～74歳	75歳以上
2020	33	246	0	74	172
2021	9	98	0	23	75
2022	42	513	0	116	397

※2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2地区（緒川地区、平池台地区）は中止

※2021年度は、新型コロナウイルスワクチン集団接種運営の影響により2地区（緒川地区、平池台地区）は中止

・高齢者の健康づくり育成・支援事業

年度	実施会場（地区）	延べ人数（人）
2020	6	1,918
2021	6	3,202
2022	7	4,409

・いきいき健康マイレージ事業

●対象者

18歳以上の方（各年度4月1日現在）

年度	実人数(人)		
	総数	男	女
2020	742(735)	235(233)	507(502)
2021	759(748)	226(225)	532(523)
2022	823(817)	241(241)	582(576)

※（ ）内の数字は60歳以上高齢者数

※2021年度性別未把握者1名あり

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

・いきいき100歳体操教室

年度	回数	実人数 (人)	延べ人数 (人)	平均年齢 (歳)
2020	保健センター 11回コース	15	139	77.1
	新田地区（新田ゆうゆう憩の 家（老人憩の家）） 7回コース	14	88	77.0
2021	保健センター 8回コース	14	18	76.0
2022	保健センター 8回コース	19	136	76.1

※2021年度は、まん延防止等重点措置発令により、2回のみ実施

※2021年度まで「介護予防普及啓発事業」、2022年度から「地域介護予防活動支援事業」として実施

(エ) 地域リハビリテーション活動支援事業

・療法士派遣事業

年度	期間	実施回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	平均年齢 (歳)
2020	4/9～1/26	9	9	9	81.1
2021	5/12～3/18	14	14	14	78.9
2022	4/25～1/20	13	13	13	82.2

② 地域ぐるみの生活支援の促進

●目的

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために、保健・医療・福祉・介護等の公的サービスから、地域の支え合いやボランティア等が行う活動まで、高齢者の状況に応じて適切なサービスが提供される体制を構築します。

また、元気な高齢者が担い手となって地域を支える仕組みを推進します。

●実施状況

生活支援コーディネーターを第1層（町内全域）に1名、第2層（日常生活圏域）に3名配置し、多様な地域主体のネットワークを活かしながら、生活支援サービス等の社会資源の実態把握を行っています。生活支援コーディネーターが把握した情報については、生活支援サービス等や地域の居場所について見える化した資源マップや地域活動を紹介する情報誌を作成、周知することで支援ニーズとのマッチングを図っています。

また、民間企業との連携の強化を図るため、東浦町ふだんのくらしのしあわせを守り支えるための連携協定（公民連携協定）を締結し、見守り支援や生活支援サービスの提供といった事業者の取り組みの周知を行っています。

さらに、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者等が担い手として活動する場の把握と創出を行うとともに、生活支援サービス等の担い手の養成及び既存団体の担い手の充実に向けた働きかけを行っています。

公民連携協定締結事業所数

	2020年度	2021年度	2022年度
締結事業所数	54	60	65

●施策の展開

サービスを提供するNPO法人、ボランティア、地縁組織、協同組合、民間企業、商工会、社会福祉協議会、社会福祉法人、介護サービス事業所、シルバー人材センター、ゆうゆうクラブ（老人クラブ）、民生委員等多様な事業主体と連携して生活支援サービスの充実を図ります。

また、生活支援サービス等の担い手としての活動や民間企業での就職といった、就労的活動の場と高齢者等をマッチングすることで、生きがいを持った生活を送ることができるようにするとともに、介護予防にもつなげます。

(3) 認知症施策の推進

① 認知症の人やその家族等への支援の充実

ア 認知症サポーターの養成及び活動促進

●目的

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族等に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症の人にやさしい地域づくりを目指します。

●実施状況

子どもから大人まで幅広い世代や、認知症の人と接する機会が多い民間企業の従業員等を対象とした認知症サポーター養成講座の積極的な開催を進めています。

認知症サポーター養成講座修了者には、定期的なフォローアップ講座を開催することで、より認知症への理解を深めています。

フォローアップ講座修了者が中心となり立ち上げた、ボランティアグループ「オレンジパラソル」が認知症への理解に関する住民啓発を行っています。

認知症サポーター養成講座

区分	2020年度	2021年度	2022年度
実施回数(回)	24	29	36
年度内延べ人数(人)	1,164	853	1,456
年度未延べ人数(人)	9,590	10,443	11,899

認知症サポーター数

区分	2021年度	2022年度	2022年度人口	2022年度受講割合
国(人)	12,397,316	14,339,585	125,927,902	11.39%
県(人)	680,915	753,795	7,528,519	10.01%
東浦町(人)	10,443	11,899	50,415	23.6%

認知症サポーターフォローアップ講座

区分	2020年度	2021年度	2022年度
実施回数(回)	1	1	1
延べ人数(人)	30	26	37

オレンジパラソルの活動

区分	2020年度	2021年度	2022年度
登録人数(人)	14	13	10
活動回数(回)	14	6	16

※ボランティア登録後の活動

●施策の展開

引き続き、子どもから大人まで幅広い世代や、認知症の人と接する機会の多い民間企業の従業員等を対象とした認知症サポーター養成講座の積極的な開催を進めます。2028年度までに、認知症サポーター数を19,099人にします。

また、認知症サポーターが地域で活動できるよう、認知症地域支援推進員とともに支援していきます。

認知症サポーター数の目標値（延べ人数）

2024年度	2025年度	2026年度
14,299人	15,499人	16,699人

イ 行方不明高齢者等検索メール配信システム（みまもりねっと）

●目的

認知症の人が行方不明になった際、広域的かつ迅速に検索ができるようメール配信システムの活用を推進します。

●実施状況

認知症サポーター養成講座や各種イベント、役場窓口等でメール配信システムへの登録を呼びかけています。また、認知症の症状により行方不明となるおそれのある人の家族に対し、町への認知症高齢者等の登録を促しています。

メール配信登録者に対し、奇数月に認知症に関する情報を「認知症知っこニュース」として配信し、認知症への正しい理解を促しています。

区 分	2020年度	2021年度	2022年度
メール配信システム登録者数（人）	1,014	940	1,044

●施策の展開

認知症の症状により行方不明となるおそれがある人の家族に対し事業の説明を積極的に行い、町への認知症高齢者等の登録を促し、認知症の人やその家族等が安心して外出できる環境を整備します。

また、認知症の理解を深めるための啓発にも活用します。

ウ 認知症高齢者等賠償事故補償保険

●目的

認知症の人が日常生活における偶然の事故によって法律上の損害賠償を負う場合に備え、本保険に加入することで認知症の人やその家族等が安心して外出できる環境を整備します。

●実施状況

高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所を通じて、制度の周知に努めています。

●施策の展開

引き続き、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所を通じて本サービスの周知を図っていきます。また、認知症の症状により行方不明となるおそれがある人の家族に対し、町への認知症高齢者等の登録と併せて加入を促し、認知症の人やその家族等が安心して外出できる環境を整備します。

エ 行方不明高齢者等搜索模擬訓練事業

●目的

認知症の人が行方不明になった場合に備え、地域住民、関係機関、行政が一体となった搜索模擬訓練を実施することにより、地域全体で高齢者を支えるという意識の向上を図るとともに、認知症の人やその家族等も安心して外出できる環境を整備します。

●実施状況

搜索時に、行方不明高齢者等に対する確かな声かけができるよう、コミュニティ推進協議会が主催で行う模擬訓練に対し後方支援を行っています。

●施策の展開

幅広い世代を巻き込む仕組みでの開催を展開していきます。また、認知症地域支援推進員がコミュニティ推進協議会と連携し、開催の後方支援を行っていくことにより、地域力の向上に努めます。

さらに、認知症地域支援推進員とともに、開催地区の拡大に向け働きかけます。

また、現在実施している地区については、訓練内容をさらに深めることができるよう後方支援を行っています。

オ 行方不明高齢者等家族支援サービス費助成事業

●目的

認知症の症状により行方不明になる恐れのある人の家族に対し、位置情報を探索するためのGPS機器の初期費用を全額助成し、行方不明となった場合の早期保護及び事故防止を図ります。

●実施状況

住民向けに高齢者福祉ガイドへ掲載し周知しています。また、介護支援専門員等への周知を実施しています。

区分	2022年度
申請者数(人)	11

●施策の展開

住民ニーズの把握に努め、認知症高齢者等の在宅生活のための効果的な支援を検討します。

② 相談窓口の充実

ア 認知症カフェ

●目的

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる認知症カフェを普及していくことで、認知症の人やその家族が交流を通し、気軽に相談できる環境を整備します。また、認知症カフェは認知症の人の社会参加の場としての役割も担っています。

●実施状況

認知症の人や介護者、地域住民が気軽に参加し、交流を深めながら情報交換できる身近な相談窓口となるように、認知症地域支援推進員が中心となって後方支援をしています。さらに、認知症の人が認知症カフェの運営に携わる等の役割を担うことで当事者の社会参加の場となっています。

認知症カフェ実施回数

区分	2020年度	2021年度	2022年度
開催箇所	3	5	9
開催回数(回)	40	54	64

●施策の展開

引き続き、認知症カフェの周知を進めます。認知症カフェが地域に普及するよう、認知症地域支援推進員とともに、地域の方や介護事業所等に働きかけます。また、認知症カフェを支える仕組みを検討します。

さらに、認知症カフェの社会参加の場としての機能が、より充実するよう支援していきます。

イ 介護者の会

●目的

介護者間の交流や情報交換、介護の学習会等の介護に対する情報共有の機会と交流の場を提供することで、家族の介護に係る心身の負担の軽減につなげます。

●実施状況

月1回の定例会開催時に、介護に対する情報共有の機会と場所の提供に努め、介護者を支援しています。

また、介護者の会主催で、講演会やパネルディスカッション形式での情報交換会を開催しています。

●施策の展開

当事者組織である「介護者の会」の活動を引き続き支援します。

町内在住の介護者家族に対し、「介護者の会」の活動内容の周知や加入の促進を図ります。

③ 早期支援に向けた体制の強化

●目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援方針を協議し、支援体制を構築します。

●実施状況

複数の専門職が認知症と疑われる人、認知症の人やその家族等を訪問し、早期支援ができる体制を構築しています。

月1回チーム員会議を実施し、対象者への支援について検討しています。

認知症初期集中支援チーム員会議

	新規対象者数(人)	うち終了者数(人)	うち継続者数(人)
2020年度	24	16	8
2021年度	19	10	9
2022年度	22	11	11
合計	65	37	28

●施策の展開

認知症初期集中支援チームについての周知に努めます。また、認知症地域支援推進員との連携を図りながら、支援体制を強化していきます。

(4) 医療と介護の連携体制の構築

① ICT技術の活用

●目的

ICT技術を活用し、関係者間で円滑に情報共有をすることで、医療と介護の一体的な支援を行うことができる体制を構築します。

●実施状況

情報共有システム「医療・介護おだいちゃんネットワーク」を整備しています。

医療と介護の関係者間において、パソコン等を使用し、対象者の支援時の情報共有を図っています。

医療・介護おだいちゃんネットワーク

	2020年度	2021年度	2022年度
登録事業所数	123	126	130
支援対象者数(人)	198	238	294

●施策の展開

役立ち機能の周知や利用ルールの見直しを行い、さらなる利便性の向上や、利用方法の拡大を図ります。また、県内広域連携を実施し、住民に関わる町外の専門職であっても連携のとりやすい体制を構築していきます。

② 多職種連携のためのネットワークづくりの推進

●目的

町内全体の医療と介護の関係者間の顔の見える関係をつくり、お互いの役割を理解することで、対象者へ円滑に支援を行うことができる体制を構築します。

●実施状況

医療と介護の関係者に行ったアンケート調査から抽出された課題等を基に多職種研修を実施し、顔の見える関係づくりにつなげています。

自立支援型地域ケア会議（ふくし向上ケアカンファレンス）を通じて、顔の見える関係づくり、多職種の視点によるケアの質の向上、各専門職の自己研鑽、相互理解のための場を提供しています。

多職種研修会

	2020年度	2021年度	2022年度
回数(回)	0	1	1
出席者数(人)	0	65	31

●施策の展開

今後も引き続き、多職種研修会や自立支援型地域ケア会議（ふくし向上ケアカンファレンス）を通して、多職種間での連携を強化していきます。

③ 住民等への啓発

●目的

住民の在宅医療への理解を深め、住民が在宅での療養が必要になった時に、必要なサービスが選択できる環境を整備します。

●実施状況

住民向けパンフレット「よくわかる在宅医療・介護」の配布、集いの場等への出前講座や広報紙、ホームページ、外国人向け情報誌等で在宅医療・介護サービスや相談窓口の普及啓発活動を行っています。

●施策の展開

住民向けの出前講座等の内容の充実を図り、在宅医療・介護サービスや相談窓口について周知を行います。また、人生の最期を自分で決め実現するために、あらかじめ受けたい医療やケアについて話し合うACP（アドバンス・ケア・プランニング）について住民に周知していきます。

(5) 地域ケア会議の活用

① 地域ケア会議の活用

●目的

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れたまちでの生活を地域全体で支援します。

●実施状況

個別ケースの支援内容を検討する会議（回）

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
町主催	4	2	23
東浦町高齢者相談支援センター主催	5	9	16

地域資源の開発や政策形成へつなげるための会議（回）

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会	1	1	1
地域包括ケア推進会議	1	1	1
在宅医療・介護連携部会、ワーキンググループ	5	6	6
認知症施策部会、ワーキンググループ	1	1	1
地域生活支援部会、ワーキンググループ	1	1	1

●施策の展開

個別ケースの検討により共有された地域課題を、地域づくりや地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげていきます。また、自立支援型地域ケア会議（ふくし向上ケアカンファレンス）を開催し、自立支援に資するケアマネジメントを推進していきます。

（6）高齢者の権利を守る支援の充実

① 虐待防止

●目的

高齢者虐待の発生予防、早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対し適切な支援を行うためのネットワークの構築等を行い、高齢者虐待への適切な対応と未然防止を図ります。

●実施状況

町の広報紙やホームページ、リーフレットを用いて相談窓口の周知啓発を行っています。また、高齢者と深く関わる介護支援専門員や介護施設職員に対し高齢者虐待防止研修会を実施し、虐待の知識について周知啓発を行い、早期発見・早期対応につながる仕組みづくりを構築しています。

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
ネットワーク運営委員会（回）	1	1	1
モニタリング会議（回）	3	4	4
コアメンバー会議（回）	10	10	12
通報受理件数（件）	15	33	53
新規虐待認定件数（件）	13	7	19
終結件数（件）	7	12	9
研修会・講演会（回）	1	1	2

●施策の展開

高齢者虐待の未然防止のため、認知症への理解を深めるための啓発事業を実施します。

虐待相談窓口についての周知のため、広報紙やホームページ、リーフレットを活用します。

虐待に関する実態把握のため、医療・介護関係者に対して3年に一度アンケートを実施し、その分析から課題を抽出し、今後の啓発や発生予防の参考にします。

② 日常生活自立支援

●目的

判断能力が不十分な方に対し、愛知県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を仲介することにより、自立した生活を送ることができるよう福祉サービスの援助等を行います。

●実施状況

高齢者相談支援センターと連携し、高齢者が安心して生活できる環境が整うよう事業のPRを行うとともに、必要と思われる方には積極的に利用を促進しています。

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
相談回数(回)	15	11	9

●施策の展開

金銭管理が困難な高齢者等に対し、事業のPRと利用を積極的に推進し、高齢者等が在宅で安心して生活できる環境を整備します。

③ 成年後見制度利用促進

●目的

認知症、知的障がいその他の精神上的障がい等により判断能力が低下した方の自己の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用を促進します。

●実施状況

知多半島4市5町共同で知多地域権利擁護支援センターを設置し、月1回の出張相談など成年後見制度の利用促進のための事業を実施しています。

また、2020年3月に知多地域権利擁護支援センターを中心に知多半島5市5町での第1期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定しました。

町長申立て件数

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
申立件数(件)	0	0	4

※高齢者に限る

知多地域権利擁護支援センター（東浦町分）実績

区 分		2020 年度	2021 年度	2022 年度
相談支援延べ件数(件)		215	203	248
後見人受任件数(件)		67(131)	65 (136)	62 (143)
支援 内容	後見(件)	30(69)	28 (72)	26 (77)
	保佐(件)	30(52)	29 (53)	30 (55)
	補助人(件)	7(10)	8 (11)	6 (11)
対象	認知症(件)	30(77)	27 (79)	23 (82)
	知的(件)	16(21)	16 (22)	16 (23)
	精神(件)	19(28)	20 (30)	20 (32)
	その他(件)	2(5)	2 (5)	3 (6)

※後見人が権利擁護支援センターに限る。（ ）は死亡者含む総数

●施策の展開

高齢者相談支援センターと連携し、高齢者等に対する制度の周知を行います。

知多地域権利擁護支援センターと協力し、迅速な後見等の決定ができるよう努めます。

④ 保護措置

●目的

養護を受けられない高齢者や虐待を受けた高齢者等を施設措置することにより、高齢者の生活の場の提供と生命の安全を確保します。

●実施状況

養護老人ホーム

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
入所者数（人）	11	11	10
内新規入所者数（人）	1	1	2

その他の施設

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
利用者数（人）	0	1	2
内特別養護老人ホーム（人）	0	1	1
内短期入所生活介護（人）	0	0	1

●施策の展開

施設等と適宜協力し、高齢者等の安全確保の強化を図ります。

(7) 安心・住みよいまちづくりの推進

① 高齢者あんしんカード登録

●目的

ひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる状態の高齢者の情報や緊急連絡先をあらかじめ台帳として登録しておくことにより、緊急時に迅速な対応が可能となる体制を確保します。

●実施状況

民生委員の協力により年1回の登録者の実態調査を実施しているほか、広報紙、ホームページ、窓口にて制度の案内を実施しています。

区 分	2020 年度			2021 年度			2022 年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
登録者数(人)	200	583	783	220	604	824	236	614	850

●施策の展開

民生委員や高齢者相談支援センター等との連携を密にするとともに、事業の周知に努めることにより、対象者を見逃さない体制の構築を進めます。

② 避難行動要支援者登録

●目的

災害時において、一連の行動に対してハンデを負うひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、要介護者、障がい者、難病の方等を避難行動要支援者として登録することにより、関係者間で情報を共有し、地震や風水害等の災害時に迅速な避難誘導や安否確認ができる体制を確保します。

●実施状況

民生委員の協力により年1回の実態調査を実施しているほか、広報紙、ホームページ、窓口で制度の案内を実施しています。

区 分	2020 年度			2021 年度			2022 年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
登録者数(人)	204	317	521	198	298	496	199	311	510

●施策の展開

自主防災会、民生委員等との協力を図り、台帳の有効的な活用を進め、登録者の個別避難計画の作成を進めていきます。

③ ひとり暮らし高齢者等見守り

●目的

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して電話掛けによる見守りを定期的に行うことで、安否の確認・孤立感の解消を図ります。

●実施状況

シルバー人材センターに電話掛け業務を委託し、事業を実施しています。

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年間実利用者数 (人)	41	45	37

●施策の展開

見守りを必要とする高齢者に対して、民生委員や介護支援専門員と連携して利用の促進を図ります。定期的な声掛けを行うことにより安否確認や健康状態、困っていることはないか等の確認をし、地域で孤立することなく安心した生活が送れるよう支援します。

また、民間企業と公民連携協定を締結し、事業者による見守り支援も実施しています。

④ ごみ出し支援

●目的

住民の健康で快適な生活を確保し、地域の環境美化を推進することを目的として、可燃ごみを所定のごみステーションまで搬送することが困難な世帯に対し、ごみ出し支援事業を実施しています。

●対象者

可燃ごみを自力でごみステーションまで搬送することが困難な方であって、次に掲げる方のみで構成される世帯

- ・避難行動要支援者名簿に登録されている方
- ・65歳以上の方

●実施状況

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
支援世帯数(件)	42	53	51

地区別延べ支援回数

地区	2020 年度	2021 年度	2022 年度
森岡	163	167	143
森岡台	226	386	555
緒川	264	205	254
緒川新田	176	210	181
東ヶ丘	210	165	115
石浜東	185	219	240
石浜中	225	257	222
石浜西	148	292	298
生路	65	95	70
藤江	136	159	224
合計(件)	1,798	2,155	2,302

●施策の展開

各地区連絡所長や民生委員と連携を図り、ごみ出し困難な世帯への支援を進めていきます。

⑤ 運転免許自主返納

●目的

高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許を自主的に返納する 65 歳以上の高齢者を支援するとともに、公共交通機関の利用促進のきっかけとするものです。

●対象者

満 65 歳以上の方で、有効期限内のすべての運転免許を自主返納された方（運転免許自主返納の手続きをしてから 1 年以内に役場で申請をしていただく必要があります。）

●実施状況

高齢者で運転免許を自主返納された方を対象に支援を行っています。①東浦町運行バス「う・ら・ら」の定期券 3 ヶ月分または回数券 6,000 円分②公共交通利用券等から 1 つ（町が発行する 3,000 円分の共通タクシー券、TOICA（JR 東海）3,000 円分、manaca（名古屋鉄道）3,000 円分、その他交通系 IC カードのチャージ料金 3,000 円分）

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
申請者数(人)	171	126	173

●施策の展開

半田警察署免許更新場所内におけるチラシの掲示や、東浦町運行バス「う・ら・ら」車内における広告の掲示、高齢者の交通安全教室の際に周知を図る等により、より多くの方に本支援事業を利用していただけるよう働きかけます。

⑥ シルバーハウジング生活支援

●目的

県が設置するシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）に居住する高齢者世帯に対し、生活援助員（L S A）を派遣して安否の確認や緊急時の対応等のサービスを提供することにより、当該入居者の在宅生活を支援します。

生活援助員が緊急時に円滑に関係機関に連絡し、対応できる体制の整備を進めます。土日祝日、夜間の緊急時対応は民間事業者に委託し、見守りができています。

●実施状況

高齢者世帯に対する生活援助員（L S A）による緊急時の対応、安否確認、生活相談等を実施しています。

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
入所戸数（戸）	32	31	31
入所者実人数（人）	34	32	31

●施策の展開

町内に在住する援助が必要な入居希望者が優先的に入所できるよう県に働きかけていきます。

2 いきいきと活動するために（生きがいづくりと社会参加の促進）

（1）ゆうゆうクラブ(老人クラブ)の支援

① ゆうゆうクラブ(老人クラブ)への支援

●目的

クラブ活動、生きがい・健康づくりの支援や、活動場所を提供し、高齢者の地域での仲間づくりや健康・生きがいづくりを進めます。

●実施状況

ゆうゆうクラブ(老人クラブ)連合会、地区ゆうゆうクラブ(老人クラブ)への補助金の交付、また、年1回の広報紙への会員募集記事を掲載することで活動を支援しています。

●活動内容

健康づくり・介護予防に資する活動、文化・学習サークル活動、友愛活動、環境活動、多世代交流活動等、地域によって様々な活動が行われています。

ゆうゆうクラブ（老人クラブ）会員数

区 分	2020 年度		2021 年度		2022 年度	
単位老人クラブ（数）	66		66		63	
老人クラブ 会員数（人）	2,448		2,326		2,168	
60 歳以上人口（人）	15,316		15,408		15,536	
入会率（％）	15.9		15.0		14.0	
地区別	会員 （人）	クラブ （数）	会員 （人）	クラブ （数）	会員 （人）	クラブ （数）
森岡	274	8	246	8	218	7
緒川	528	14	493	14	472	14
緒川新田	547	13	527	13	492	13
石浜	399	11	371	11	347	11
生路	328	9	329	9	293	8
藤江	372	11	360	11	346	10

ゆうゆうクラブ（老人クラブ）活動

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
芸能部	246	225	162
囲碁・将棋部	91	83	75
園芸部	106	117	107
グラウンド・ゴルフ部	122	120	111
陶芸部	36	31	29
体操部	84	-	-
合計（人）	685	576	484

●施策の展開

ゆうゆうクラブ（老人クラブ）加入率の増加を図り、魅力的なクラブ活動の在り方や活動方法等を検討します。

（2）ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の運営

① ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の活用と整備

●目的

高齢者が身近で気軽に利用できる施設として、町内ゆうゆう憩の家（老人憩の家）及び東ヶ丘交流館を整備し、自由に開放することで、閉じこもりがちな高齢者の外出を促し、健康の維持や地域交流の場を提供します。

●実施状況

地区ゆうゆう憩の家（老人憩の家）及び東ヶ丘交流館にて開放事業を実施しています。

また、計画的な維持修繕、改修及び設備更新を行っています。

利用者数

地区	延べ利用者数（人）		
	2020年度	2021年度	2022年度
森岡ゆうゆう憩の家 （老人憩の家）	1,373	1,607	2,152
緒川ゆうゆう憩の家 （老人憩の家）	2,651	3,775	6,398
相生ゆうゆう憩の家 （老人憩の家）	313	715	683
緒川新田ゆうゆう憩の家 （老人憩の家）	1,288	2,508	3,779
石浜ゆうゆう憩の家 （老人憩の家）	840	3,690	5,957
生路ゆうゆう憩の家 （老人憩の家）	2,644	1,026	2,473
藤江ゆうゆう憩の家 （老人憩の家）	681	1,884	3,249
東ヶ丘交流館	1,309	1,946	3,183
合 計	11,099	17,151	27,874

開放日利用者数（再掲）

地区	2020 年度		2021 年度		2022 年度	
	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)
森岡ゆうゆう憩の家 (老人憩の家)	-	-	-	-	40	278
緒川ゆうゆう憩の家 (老人憩の家)	-	-	-	-	36	932
相生ゆうゆう憩の家 (老人憩の家)	-	-	-	-	19	137
緒川新田ゆうゆう憩の家 (老人憩の家)	-	-	-	-	47	972
石浜ゆうゆう憩の家 (老人憩の家)	-	-	-	-	47	640
生路ゆうゆう憩の家 (老人憩の家)	-	-	-	-	34	795
藤江ゆうゆう憩の家 (老人憩の家)	-	-	-	-	43	639
東ヶ丘交流館	-	-	-	-	12	70
合 計	-	-	-	-	278	4,463

※2020 年度及び 2021 年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため開放事業は中止

●施策の展開

ゆうゆう憩の家（老人憩の家）利用者からの意見を採り入れるとともに、東浦町公共施設個別施設管理計画や東浦町公共施設再配置計画に基づき、老朽化に対応した計画的な維持修繕、改修及び設備更新を行います。

老人憩の家一般開放事業を進め、高齢者が誰でも気軽に利用できる施設整備、運営を進めます。

(3) シルバー人材センターの支援

① シルバー人材センターへの支援

●目的

就業を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する 60 歳以上の高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりを進めます。

●対象者

・東浦町に在住する原則 60 歳以上の方

●実施状況

広報紙等を活用した会員募集を行っているほか、毎週水曜日に入会説明会を実施し、会員の募集に努めています。

区 分		2020 年度	2021 年度	2022 年度
会員数	男性	245	240	245
	女性	149	144	144
	合計 (人)	394	384	389
入会率 (%) ※		2.6	2.5	2.5
就業件数 (件)		2,962	2,900	2,764
就業実人員 (人)		427	415	398
就業延べ人数 (人)		53,916	51,832	52,476
配分金 (千円)		191,522	187,193	192,817

※60 歳以上人口

家事支援サービス

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
延べ件数 (件)	321	303	262
再掲：ワンコインサービス (件)	99	89	70
再掲：御用聞き会員数 (人)	-	-	-

●施策の展開

働く意欲のある高齢者や団塊の世代の社会参加を促し地域の活性化を図るため、シルバー人材センターが行う会員募集や新たな就業先の開拓のための活動の支援を進めます。

行政からの積極的な業務の発注に努めます。

(4) 生きがい活動の推進

① 集いの場（ふれあいサロン等）の支援

●目的

地域の住民が気軽に集い、交流できる場所を提供することにより、高齢者等の閉じこもりの防止や健康維持を図ります。

●実施状況

社会福祉協議会に登録している集いの場（ふれあいサロン等）について、気軽に利用していただけるよう情報発信を図っています。

集いの場（ふれあいサロン等）の箇所数

	2020年度	2021年度	2022年度
箇所数	27	27	31

●施策の展開

運営協力者の確保とともに、既存施設を利用したより多くの集いの場（ふれあいサロン等）の場所の提供を推進します。

3 介護が必要になっても安心して暮らせるために（介護保険事業の充実）

（1）介護保険サービスの推進

① 介護保険サービス

●目的

介護保険制度の円滑な運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広域連合と連携して業務を実施します。

●実施状況

介護保険制度利用に関する受付及び知多北部広域連合が作成する介護保険事業計画に基づく施設整備を実施しています。

要介護・要支援認定審査判定の状況（東浦町）

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
申請件数（件）	1,221	1,569	1,966
再掲：新規・転入	468	540	561
再掲：更新	559	675	1,100
再掲：区分変更等	194	354	305

※新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の特例により、更新申請が増加しています

資料：「知多北部広域連合」各年度末数値

●施策の展開

知多北部広域連合が行う施設入所（入院）待機者調査及び地域密着型サービスの居住系サービスに係る待機者調査の結果に応じて、施設整備を検討していきます。

保険給付状況（各年3月から翌年2月利用分：東浦町）

区分		2020年度	2021年度	2022年度
1. 居宅サービス	介護予防サービス(件)合計	4,848	4,612	4,520
	介護サービス(件)合計	31,585	32,592	33,969
訪問介護	介護予防サービス(件)	—	—	—
	介護サービス(件)	3,338	3,569	3,857
訪問入浴介護	介護予防サービス(件)	0	0	1
	介護サービス(件)	339	299	272
訪問看護	介護予防サービス(件)	813	745	689
	介護サービス(件)	2,813	3,012	3,144
訪問リハビリテーション	介護予防サービス(件)	82	84	100
	介護サービス(件)	228	346	319
居宅療養管理指導	介護予防サービス(件)	400	314	285
	介護サービス(件)	6,760	6,919	7,370
通所介護	介護予防サービス(件)	—	—	—
	介護サービス(件)	5,787	5,928	6,025
通所リハビリテーション	介護予防サービス(件)	673	612	591
	介護サービス(件)	1,703	1,523	1,561
短期入所生活介護	介護予防サービス(件)	19	19	9
	介護サービス(件)	1,470	1,471	1,364
短期入所療養介護	介護予防サービス(件)	18	15	17
	介護サービス(件)	407	296	359
福祉用具貸与	介護予防サービス(件)	2,661	2,633	2,656
	介護サービス(件)	7,685	8,040	8,673
福祉用具購入	介護予防サービス(件)	39	40	44
	介護サービス(件)	145	165	111
住宅改修	介護予防サービス(件)	35	43	44
	介護サービス(件)	94	130	91
特定施設入居者生活介護	介護予防サービス(件)	108	107	84
	介護サービス(件)	816	894	823
2. 地域密着型サービス	介護予防サービス(件)合計	119	79	95
	介護サービス(件)合計	3,359	3,469	3,764
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護サービス(件)	8	0	9
夜間対応型訪問介護	介護サービス(件)	0	0	0
認知症対応型通所介護	介護予防サービス(件)	18	7	13
	介護サービス(件)	736	857	926
小規模多機能型居宅介護	介護予防サービス(件)	101	66	70
	介護サービス(件)	415	364	430
認知症対応型共同生活介護	介護予防サービス(件)	0	6	12
	介護サービス(件)	952	916	900
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護サービス(件)	312	333	330
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護サービス(件)	294	294	299
看護小規模多機能型居宅介護	介護サービス(件)	0	0	8
地域密着型通所介護	介護サービス(件)	642	705	862
3. 施設サービス	介護サービス(件)合計	3,636	3,623	3,733
	介護老人福祉施設	介護サービス(件)	2,291	2,420
介護老人保健施設	介護サービス(件)	1,344	1,180	1,288
介護療養型医療施設	介護サービス(件)	0	0	0
介護医療院	介護サービス(件)	1	23	13

東浦町の施設整備の現状と計画

区分		2022年度末既存施設			第9期整備見込み				
		北部中	西部中	東浦中	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度末	
1. 施設サービス	施設数	2	1	1				4	
	定員	220	29	80				329	
	介護老人福祉施設	施設数	1	0	1				2
		定員	120	0	80				200
	介護老人保健施設	施設数	1	0	0				1
		定員	100	0	0				100
	介護医療院	施設数	0	0	0				0
		定員	0	0	0				0
	地域密着型介護老人福祉施設	施設数	0	1	0				1
		定員	0	29	0				29
2. 居住系サービス	施設数	2	1	8				11	
	定員	36	18	260				314	
	認知症対応型共同生活介護	施設数	2	1	3				7
		定員	36	18	54				126
	特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	4				4
		定員	0	0	177				177
	地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	1				1
		定員	0	0	29				29
	3. 居宅系サービス	施設数	3	1	2				6
		定員	48	12	37				97
認知症対応型通所介護		施設数	2	1	1				4
		定員	24	12	12				48
小規模多機能型居宅介護		施設数	1	0	1				2
		定員	24	0	25				49
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		施設数	0	0	0				0
		定員	0	0	0				0
4. その他	施設数	0	0	5				5	
	定員	0	0	243				243	
	有料老人ホーム	施設数	0	0	4				4
		定員	0	0	206				206
	サービス付き高齢者向け住宅	施設数	0	0	1				1
		定員	0	0	37				37

※第9期整備見込みなし

※2023年度中に定員18名の認知症対応型共同生活介護を北部中学校圏域に整備予定

② 包括的支援

ア 高齢者相談支援センターの職員体制（各年度末）

職 種	2020 年度		2021 年度		2022 年度	
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
保健師、看護師	4	0	3	1	4	1
社会福祉士	5	1	3	1	2	3
主任介護支援専門員 介護支援専門員	2	1	3	1	3	1
事務職員	0	0	1	2	0	1
合計（人）	11	2	10	5	9	6

●施策の展開

今後の相談ニーズの増加と、身近な地域での包括的支援体制を充実させるため、人材確保に努めます。

イ 総合相談・支援事業

●目的

高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサービスにつなげます。相談内容によって、サービス、制度に関する情報提供や関係機関へ紹介をします。

●実施状況

各地区で開催する民生委員との情報交換会、介護保険で認定を受けているサービス未利用者の把握、事業対象者の把握等により、問題を抱える高齢者の把握と支援を行っています。

地域福祉相談支援事業、他機関との連携を図り、複合的な課題を抱える世帯全員へ重層的な支援を行っています。

相談者実人数

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
相談者実人数（人）	2,752	1,972	2,115

相談件数

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
利用者・家族・親族等を対象とした相談等	5,617	4,583	5,075
関係者・関係機関等を対象とした相談等	6,739	4,114	4,355
合計（件）	12,356	8,697	9,430

※実態把握、事業対象者の把握、継続的な支援を含む

相談内容別件数

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
①介護保険制度に関すること	4,789	3,274	3,164
②介護予防事業に関すること	2,027	660	666
③介護負担や介護方法等に関すること	163	384	324
④福祉用具に関すること	493	653	603
⑤住宅改修に関すること	302	334	278
⑥施設入所に関すること	488	375	511
⑦認知症に関すること	1,068	1,165	1,091
⑧成年後見制度等に関すること	154	154	91
⑨消費者被害に関すること	34	4	16
⑩虐待に関すること	327	421	623
⑪生活支援に関すること	2,704	2,340	3,007
⑫福祉サービスに関すること	557	504	417
⑬医療・保健サービスに関すること	1,290	1,184	1,177
⑭その他	898	639	593
合計（件）	15,294	12,091	12,561

対応別件数

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
相談支援	5,444	4,045	4,378
情報提供	97	3,711	2,818
申請代行	101	142	69
他機関との連絡調整	6,825	3,799	3,927
その他	32	136	90
合計（件）	12,499	11,833	11,282

※2021 年度より集計方法を変更しました

●施策の展開

介護保険の認定は受けているが、サービスを利用していない者の把握及び民生委員等との連携によるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、問題を抱える高齢者の把握と支援に努めます。

地域福祉相談支援事業、他機関との連携を強化し、複合的な課題を抱える世帯に対して必要な相談支援、重層的支援が出来る体制をつくり、福祉のワンストップ相談窓口機能の構築を目指します。

ウ 権利擁護業務

●目的

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を継続することができるよう高齢者の権利擁護を目的とした支援を行っています。

●実施状況

日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要な場合は、高齢者の親族等に対して事業及び制度についての説明を行い、関係機関と連携して、早期に利用できるよう支援しています。

高齢者を含めた世帯において複合的な課題が存在している、高齢者自身が必要な支援を拒否している等、支援困難な課題がある場合は、専門的な視点から対応を検討して適切な支援を行っています。

消費者被害や虐待の事例を把握した場合は、速やかに高齢者の状況を確認して、迅速な支援を行っています。

●施策の展開

社会福祉協議会、知多地域権利擁護支援センター、民生委員、介護支援専門員等との連携を図り、高齢者が安心安全な日常生活を継続することができるよう支援に取り組んでいきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

●目的

高齢者の心身の状態が変化しても、適切なサービスを継続して利用できるように、地域の医療機関等と連携しています。また、介護支援専門員の支援を行っています。

●実施状況

東浦町居宅介護支援事業所連絡協議会・役員会、主任介護支援専門員連絡会を通じて、町内の介護支援専門員との連携を強化しています。

民生委員とは毎年、地区別で情報交換会を実施し、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように支援をしています。

地域包括ケア推進会議、各種部会（認知症施策部会、地域生活支援部会、在宅医療介護連携部会）に事務局として参加しています。

●施策の展開

介護支援専門員、民生委員、他の相談機関等と連携して、複合した問題を抱える世帯への支援を行います。

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムの体制づくりを行っています。

オ 介護予防ケアマネジメント業務

●目的

第1号介護予防支援事業のうち、基本チェックリストに該当する方の介護予防及び日常生活支援を行います。

●実施状況

対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じてその方の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

●施策の展開

総合事業の普及啓発に努め、住民が早期の段階から介護予防に取り組むことで重症化予防を図ります。療法士派遣事業を積極的に利用し、専門職からの助言をケアマネジメント業務に活用できるようにします。

カ 指定介護予防支援事業

●目的

要支援1・2と認定された方の生活機能全般の改善、また、要介護状態になることの予防に努め、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように支援を行います。

●実施状況

介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画書を作成し、サービス事業所との連絡・調整等を実施し、自立に向けた支援を行っています。

指定介護予防支援件数

区 分	2020年度	2021年度	2022年度
要支援1・2及び事業対象者※の介護報酬請求数(件)	4,715	4,492	4,608
再掲：居宅介護支援事業所への委託数(件)	3,654	2,824	2,196

●施策の展開

利用者の状態に適した介護予防サービス計画を作成し、自立支援につながるよう努めます。

資料編 II 用語解説 (50 音順)

あ アセスメント

対象者の身体状況や生活環境等を把握し、抱える問題等を整理・把握するチェックリストであり、対象者が生活を維持・向上させていく上で必要とすることを把握します。

え SDGs (持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年に向けての国際目標を指します。この中には、17のゴール、169のターゲットが示されており、日本においても誰一人として置き去りにすることなく一人ひとりが持てる能力を発揮できる社会の実現に向けて積極的な取り組みが進められています。

NPO法人

「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

お オレンジパラソル

認知症サポーターやオレンジメイトによるボランティアグループです。認知症カフェをはじめ、地域の認知症支援活動において活躍しています。

か 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、日常的な医学管理や看取りターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等の心身の状況に応じた適切なサービスが利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護サービス事業者等との連絡調整を行う専門職のことです。

介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、厚生労働大臣が定める基本指針に沿って、市町村(保険者)が策定する事業計画です。計画期間は、3年を1期とし、事業計画の内容は、保険料算定の基礎として用いられます。

介護保険被保険者

第1号被保険者と第2号被保険者があり、第1号被保険者は市町村（保険者）の区域内に住所を有する65歳以上の人（住所地特例者及び適用除外施設入所者を除く。）で、第2号被保険者は市町村（保険者）の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（住所地特例者及び適用除外施設入所者を除く。）をいいます。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心になって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所定員が30人以上の特別養護老人ホームであって、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とする寝たきり、認知症の要介護者で、居宅では適切な介護を受けられない人に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う入所施設です。

介護老人保健施設

症状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う入所施設です。

き 基本チェックリスト

事業対象者に該当するかを判定するため、要介護状態等の原因となる生活機能の低下の有無を確認する25項目からなる質問票です。

居宅介護サービス計画（ケアプラン）

介護支援専門員が、要介護者等や家族の要望に沿ったサービスが適切に利用できるよう、その人に合ったサービスを組み合わせ作成するものをいいます。

居宅介護支援

要介護者等の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案した居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整やサービスの給付管理等を行います。また要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合には、その介護保険施設等への紹介等を行います。

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

要介護者等に対し、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービスです。

け ケアマネジメント

要介護者等の心身の状況や、希望、必要性等を踏まえてケアプランを作成し、適切な介護サービス等が利用できるよう、事業者との連絡調整等を行うことです。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

こ 広域連合

1994年の地方自治法の改正により、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国や県からの権限や事務の受け入れ体制を整備するために創設された特別地方公共団体です。なお、介護保険の保険者は、市町村及び特別区ですが、広域連合も保険者となり得ます。東浦町、東海市、大府市及び知多市は、「知多北部広域連合」を1999年6月に設立し、介護保険事業を行っています。

高齢者世帯

65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯のことです。

高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）

介護保険法上の機関で、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として設置されています。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

「地域の福祉相談員」として地域に出向き、困りごとのある方の相談を受けます。制度の「はざま」や複数の課題を抱える等の理由により、公的サービスだけでは対応が困難なケースの解決に取り組み、相談内容に応じて、支援ができる機関につないで解決支援を行います。

個別避難計画

高齢者や障がい者など、災害時にひとりで避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、どのような配慮が必要か等を一人ひとりそれぞれの状況に合わせて作成する個別の避難計画のことです。

さ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の単身者や夫婦のみの世帯等が安心して暮らすための住まいとして、バリアフリー構造を有し、一定の面積、設備を備え、安否確認サービスや生活相談サービス等を提供する賃貸住宅のことです。

し 事業対象者

厚生労働省が作成した25項目の質問（基本チェックリスト）に「はい」「いいえ」で答え、その結果で生活機能の低下が見られ、総合事業対象の基準に該当すると判断された方のことです。

社会福祉士

身体や精神の障がいや環境等の理由により、日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供をする人や医療関係者との連絡、調整その他の援助を行う人のことをいいます。

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する社会福祉法に定められた事業です。

住宅改修費の支給

要介護者等の住宅において、段差解消や便所・浴室等の改修費の一部を支給するサービスです。

主任介護支援専門員

介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導等の介護支援専門員の業務に対し、十分な知識と経験を有する介護支援専門員であり、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得した人をいいます。

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

要介護者等に対し、「通い（日中ケア）」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情等に応じて、随時「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせることで、在宅生活の継続の支援をするサービスです。

シルバー人材センター

定年退職者等の高齢者に対し、ライフスタイルに合わせた就業の機会や、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加の場を提供する組織です。

シルバーハウジング

バリアフリー化に対応するとともに、生活指導・相談、安否確認、緊急時対応等を行う生活援助員（LSA）が配置された公営住宅等をいいます。長時間、水を使用しないと通報されるシステム等が設置されています。

せ **生活援助員（LSA）**

ライフ・サポート・アドバイザーの略で、シルバーハウジングの入居者に対して、日常の生活相談、電話や訪問による安否確認、緊急時における連絡等を行う人のことをいい、入居者の在宅生活を支援します。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者に関わる地域のニーズ及び地域資源を把握し、「地域で暮らす方」と地域資源である「支援する人やサービス」をつなぎ、地域に不足する資源の開発、地域の支援者間のネットワークづくりを行う役割を担います。

成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症等により、ひとりで決めることに不安や心配がある人に対して、法的に保護し、支援する制度です。

た **多職種研修会**

医療・介護の関係者等、多岐に渡る職種の資質向上と連携強化のために開催する研修会です。

団塊の世代

1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代で、終戦に伴う復員のため、婚姻、出生人口がこの時期に重なったと言われています。

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

要介護者等が、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を受けるサービスです。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

要介護者等で医療的なケアが必要な人が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話（支援）を受けるサービスです。

ち **地域ケア会議**

高齢者相談支援センター又は市町村が主催し、医療・介護・福祉等の多職種が連携して、高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

地域支援事業

被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。（地域包括支援センターの運営、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業等）

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のことをいいます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をするサービスです。

地域密着型サービス

介護を必要とする人が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性・実情にきめ細かく対応した多用な介護サービスです。サービスを利用できるのは、原則としてその事業者を指定した保険者の介護保険被保険者のみです。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をするサービスです。

知多地域権利擁護支援センター

知多 4 市 5 町から委託を受け、成年後見制度の利用促進のための活動を行う機関です。具体的な活動内容として、制度に関する相談・手続きのほか、地域住民に制度の理解を深めてもらうための研修会等を実施しています。

つ **通所介護（介護予防通所介護）**

要介護者等が通所介護事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話（支援）や機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

要介護者等が、介護老人保健施設や病院・診療所等において、医学的管理下で機能訓練等を日帰りで受けるリハビリテーションです。

集いの場

ふれあいサロンなど、多世代にわたる住民が集うような通いの場や、地域住民が気軽に集い、交流できる場所です。

と **特定施設入居者生活介護**

有料老人ホームやケアハウス入居者等に施設が提供する介護サービスです。

に **日常生活圏域**

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して市町村が定める圏域をいいます。この圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込みます。

認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により、日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいいます。認知症という言葉自体は病名ではなく、特有の症状を示す状態を総称する言葉です。

認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場です。家族の会、自治体、社会福祉法人等によって運営されています。認知症の人やその家族等に対する支援を推進するとされています。

認知症サポーター養成講座

認知症の人と家族への応援者となる認知症サポーターを養成することを目的として開かれる講座です。

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の要介護者等が、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を受けるサービスです。

認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症の要介護者等が、通所介護事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を受けるサービスです。

は **バリアフリー**

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的なもの、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

ひ **ひとり暮らし高齢者**

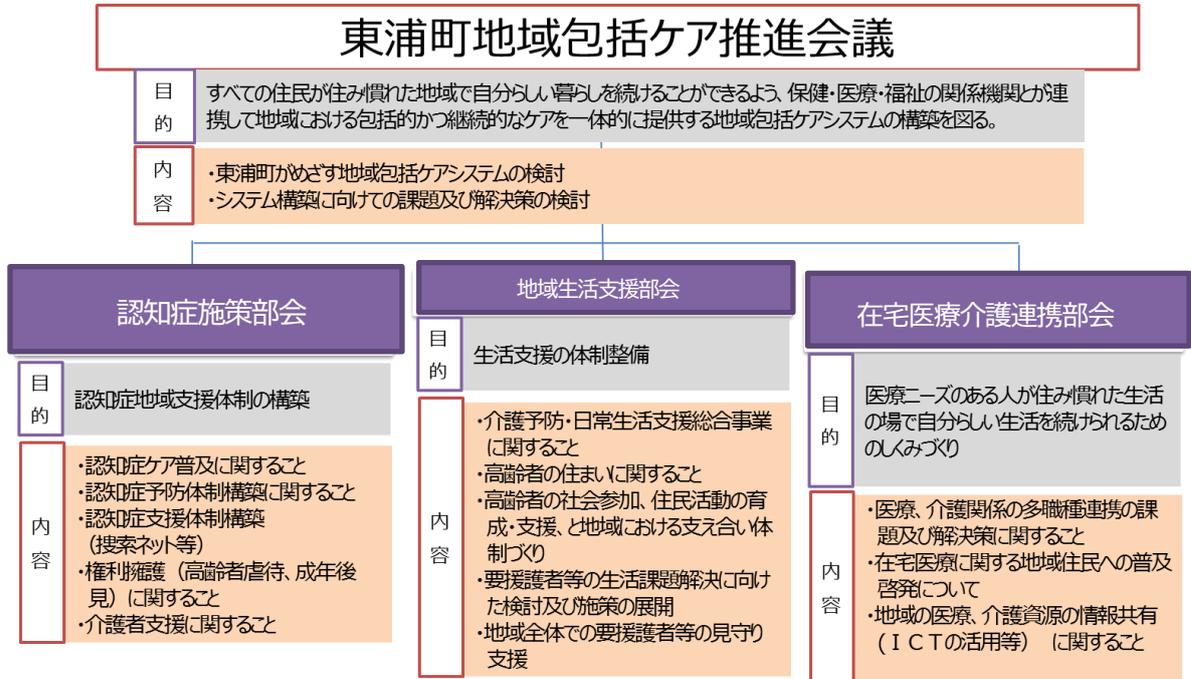
本町では、65歳以上で現にひとり暮らしをしており（住民票ではなく実態で）、①同一敷地内に本人以外誰も住んでいない②隣、道路を挟んだ向かい及び斜め向かいに2親等以内の親族が住んでいないことを民生委員が確認した者と定義しています。また、高齢者世帯であっても、本人以外の世帯構成員が入院、施設入所し、概ね6か月を超えたときは、①と②の条件を満たしていることを民生委員が確認できれば、ひとり暮らしとして登録しています。

避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいいます。

ふ 部会

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する東浦町地域包括ケア推進会議を母体として、認知症地域支援体制を構築する「認知症施策部会」生活支援の体制を整備する「地域生活支援部会」医療ニーズのある人が住み慣れた場で自分らしい生活を続けられる仕組みづくりを目的とした「在宅医療介護連携部会」の3部会に分かれています。



福祉実践教室

児童・生徒が点字・手話・車いす・要約筆記・盲導犬・視覚障がい者ガイドヘルプ等さまざまな器具や方法を体験することにより、障がい者・高齢者に対する正しい理解を深め、「福祉の心」を理解し、「生きる力」を育むことを目指し開催しています。

福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、障がい者用トイレ、スロープ等の配慮がされた避難所をいいます。

フレイル

加齢に伴い、筋力等のからだの機能や生理的な機能が低下し、心身ともに活力が低下した状態を言います。健康な状態と介護が必要な状態との「中間の状態」です。

ほ 訪問介護（介護予防訪問介護）

日常生活を営むのに支障のある要介護者等のいる家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、家事（調理・買い物・掃除等）や介護（食事、排せつ、入浴の介助等）の世話（支援）をするサービスです。

訪問看護（介護予防訪問看護）

要介護者等に対し、主治医の管理下で、居宅において看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

要介護者等に対し、居宅において行われる理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションです。

保護措置

保護措置とは、本人が家族等の虐待又は無視を受けているとき、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がないとき、その他町長が認めるときに施設への入所措置を行うことをいいます。

み 民生委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人をいいます。

よ 要介護状態

身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて、要介護状態区分のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいいます。

要介護認定

介護保険制度のサービスを利用するためには、申請により要介護又は要支援の認定を受ける必要があります。要介護（要支援）認定の申請をすると、市町村（保険者）の担当職員又は委託された介護支援専門員が訪問し、本人の心身の状況や置かれている環境等を調査します。その一方で、主治医にも意見書の作成を依頼し、それらの結果を基に認定審査会に審査判定を求め、市町村（保険者）が要介護度を認定します。引き続き認定を受ける場合は、認定期間が終了する前に更新の申請が必要です。認定期間は、原則として新規申請は6か月、更新申請は12か月ですが、更新申請については最大36か月まで延長される場合があります。

養護老人ホーム

環境的理由及び経済的な理由で在宅での生活が困難な65歳以上の方を入所させて養護することを目的とした施設のことです。特別養護老人ホームとは違い、入所は市町村による決定に基づき判定されます。

要支援状態

継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要介護状態以外の状態をいいます。

資料編 Ⅲ 東浦町高齢者福祉推進協議会運営規則

東浦町高齢者福祉推進協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町附属機関設置条例(平成26年東浦町条例第2号)第2条の規定に基づき、東浦町高齢者福祉推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 医療に係る者
- (2) 民生委員
- (3) 高齢者福祉に関する事業に従事している者
- (4) 高齢者福祉に係る者
- (5) 高齢者の社会参加活動に関する団体に属する者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 公募により選考された者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

資料編 IV 東浦町高齢者福祉推進協議会委員名簿

NO.	氏名	代表者所属団体名等	規則第2条第2項(号)
1	阿部 知司	一般社団法人知多郡医師会東浦町医師団	1・6
2	安田 裕政	一般社団法人半田歯科医師会東浦支部	1・6
3	仮屋 賢治	知多薬剤師会東浦支部	1・6
4	冨永 凡人	東浦町民生委員児童委員協議会高齢者福祉部会部長	2
5	舟橋 弘芝	地域密着型事業所代表「とんと沙羅居」介護支援専門員	3
6	恒川 渉	東浦町社会福祉協議会会長	3
7	小西 愛弓	東浦町居宅介護支援事業所連絡協議会会長	3
8	日高 啓治	社会福祉法人愛光園理事長	3
9	下村 卓也	社会福祉法人八起社特別養護老人ホーム東和荘荘長	3
10	吉田 禎宏	社会福祉法人成仁会理事長	3
11	山崎 紀恵子	特定非営利活動法人絆代表理事	3
12	加藤 美年子	東浦町健康づくりリーダー	4
13	田近 美由紀	ひがしうら食改代表	4
14	鈴木 洋子	公益社団法人東浦町シルバー人材センター副会長	5
15	宮池 始	東浦町高齢者ふれあいサロン連絡会会長	5
16	小田 友武	東浦町老人クラブ連合会会長	5
17	蟹江 毅弘	愛知県知多福祉相談センター 次長兼地域福祉課長	7

事務局

NO.	氏名	所属課名等
1	鈴木 貴雄	健康福祉部長
2	内田 由紀子	健康福祉部ふくし課長
3	植田 春香	健康福祉部ふくし課地域包括ケア推進係長
4	森 雅祥	健康福祉部ふくし課社会高齢係長
5	鈴木 智晴	健康福祉部ふくし課社会高齢係主事
6	小田 浩昭	健康福祉部健康課長
7	成田 町子	健康福祉部健康課成人保健係長
8	高見 靖雄	東浦町社会福祉協議会事務局長
9	鈴木 涼子 和田 京子	東浦町社会福祉協議会統括係長兼地域福祉係長 東浦町社会福祉協議会地域福祉係長
10	小林 真矢	東浦町高齢者相談支援センター包括係長

東浦町高齢者福祉計画

作 成 2024年3月

編集発行 愛知県東浦町 ふくし課
〒470-2192

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

電話 0562-83-3111 内線 124・127

FAX 0562-83-9756

E-mail fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp